

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
1-2-2	<p>1 下関市の概況</p> <p>1. 3 社会的条件 (略)</p> <p>これとともに、本市における高齢(65歳以上)人口の高齢者率が36.7%(令和6年10月31日現在)になっている。</p>	<p>1 下関市の概況</p> <p>1. 3 社会的条件 (略)</p> <p>これとともに、本市における高齢(65歳以上)人口の高齢者率が36.7%(令和7年10月31日現在)になっている。</p>	5 統計期間、基準等の修正	総務部
1-2-4	<p>3 災害履歴</p> <p>3. 3 雨による被害</p> <p>本市では、1時間雨量が30mm、3時間雨量が50mm、24時間雨量が100mmを超えると、何らかの形で被害が出始めるのが通例である。記録に残る過去の豪雨で、日雨量の最も多かったのは明治37年6月25日336.7mmで、次いで、<u>昭和28年6月28日の265.7mmである。</u>前者の場合は、6月24日から26日までの3日間の総雨量は459.0mm、後者の場合には、<u>6月25日から28日までの4日間の総雨量は528.9mmに達した。</u></p>	<p>3 災害履歴</p> <p>3. 3 雨による被害</p> <p>本市では、1時間雨量が30mm、3時間雨量が50mm、24時間雨量が100mmを超えると、何らかの形で被害が出始めるのが通例である。記録に残る過去の豪雨で、日雨量の最も多かったのは明治37年6月25日336.7mmで、次いで、<u>令和7年8月10日の294.5mmである。</u>前者の場合は、6月24日から26日までの3日間の総雨量は459.0mm、後者の場合には、<u>8月9日から12日までの4日間の総雨量は512.0mmに達した。</u></p>	5 統計期間、基準等の修正	下関地方気象台
1-5-1	<p>1 指定地方行政機関</p> <p>1. 1 福岡管区気象台(下関地方気象台)</p> <p><u>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u></p> <p><u>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実、及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関すること。</u></p> <p><u>(3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報、警報、注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること。</u></p> <p><u>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u></p> <p><u>(5) 下関市が行う避難指示等の判断、伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援及び協力に関すること。</u></p> <p><u>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、気象状況の推移やその予想、避難指示等の判断を支援する解説等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u></p>	<p>1 指定地方行政機関</p> <p>1. 1 福岡管区気象台(下関地方気象台)</p> <p><u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</u></p> <p><u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</u></p>	6 表現の適正化	下関地方気象台
1-5-4	<p>6 指定公共機関</p> <p>6. 6 <u>西日本電信電話株式会社(山口支店)、NTTドコモ株式会社(中国支社山口支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(中国ネットワーク技術部)</u></p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>6. 6 <u>NTT西日本株式会社(山口支店)、NTTドコモ株式会社(中国支社山口支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(中国ネットワーク技術部)</u></p> <p>(1)~(3) (略)</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社
1-5-4	<p>6 指定公共機関</p> <p>6. 9 <u>西日本旅客鉄道株式会社(中国統括本部下関管理駅)</u></p> <p>(1)~(5) (略)</p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>6. 9 <u>西日本旅客鉄道株式会社(中国統括本部下関統括駅)</u></p> <p>(1)~(5) (略)</p>	3 組織改編に伴う修正	西日本旅客鉄道株式会社

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
2-2-5	<p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>3 方策</p> <p>3.1 消防団の育成強化(消防局、消防団)</p> <p>(1) 消防団の活性化等その育成強化を推進する。</p> <p>(2) 消防団活性化総合計画を作成する。</p> <p>(3) 団員の確保のため、青年層、女性層や大学等の理解を得て大学生等を対象に、消防団への参加を推進するとともに、地域内にある事業所内の自衛消防隊等との連携を図る。</p> <p>(4) 消防団の施設、装備及び教育訓練の充実を推進する。</p> <p>(5) 消防団協力事業所制度の普及促進を図る。</p>	<p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>3 方策</p> <p>3.1 消防団の育成強化(消防局、消防団)</p> <p>(1) 消防団の活性化等その育成強化を推進する。</p> <p>(2) 消防団活性化総合計画を作成する。</p> <p>(3) 団員の確保のため、青年層、女性層や大学等の理解を得て大学生等を対象に、消防団への参加を推進するとともに、地域内にある事業所内の自衛消防隊等との連携を図る。</p> <p>(4) <u>大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設及び教育訓練の充実を推進する。</u></p> <p>(5) 消防団協力事業所制度の普及促進を図る。</p>	2 県地域防災計画修正等に伴う修正	消防局
2-2-9	<p>第3節 防災訓練の実施</p> <p>3 方策</p> <p>3.1 個別訓練(全部局室)</p> <p>(5) 通信訓練</p> <p>① (略)</p> <p>② 加入電話の適用及び応急復旧訓練</p> <p>庁内に設置されている災害時優先電話の利用方法、<u>庁内の一般加入電話が輻そうした場合のポータブル衛星通信システム、特設公衆電話の設置要請等の訓練を西日本電信電話株式会社山口支店との協力のもとに行う。</u></p>	<p>第3節 防災訓練の実施</p> <p>3 方策</p> <p>3.1 個別訓練(全部局室)</p> <p>(5) 通信訓練</p> <p>① (略)</p> <p>② 加入電話の適用及び応急復旧訓練</p> <p>庁内に設置されている災害時優先電話の利用方法、一般加入電話が輻そうした場合のポータブル衛星通信システム、特設公衆電話の設置要請等の訓練を<u>NTT西日本株式会社山口支店との協力のもとに行う。</u></p>	3 組織改編に伴う修正 6 表現の適正化	NTT西日本株式会社
2-3-1	<p>第1節 都市の防災構造化</p> <p>3 方策</p> <p>3.2 規制区域の指定(都市整備部、農林水産振興部)</p> <p>建築物の建築、宅地造成工事等の規制を行うための規制区域の指定は、防災まちづくりの前提であるので、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うとともに、その区域の適正化に努める。</p>	<p>第1節 都市の防災構造化</p> <p>3 方策</p> <p>3.2 規制区域の指定(都市整備部、農林水産振興部)</p> <p>建築物の建築、宅地造成工事等の規制を行うための規制区域の指定は、防災まちづくりの前提であるので、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行い、その区域の適正化に努める。</p>	6 表現の適正化	都市整備部 農林水産振興部
2-3-2	<p>第1節 都市の防災構造化</p> <p>3 方策</p> <p>3.5 既存建築物の耐震化(建設部、都市整備部、防災危機管理課)</p> <p>計画的、総合的に耐震診断・改修を行うための「耐震改修促進計画」を策定し、これに基づいて広く市民にPRし、耐震相談窓口の充実強化を図っていく。</p> <p>更に、一般個人住宅(特に高齢者住宅、要介護者のいる住宅等)の耐震性の診断、倒壊の可能性の高い建築物の耐震化を行うための施策を整備する。</p> <p>市有施設における、耐震診断は、本章第2節 建築物・公共土木施設等の耐震化を参照。</p>	<p>第1節 都市の防災構造化</p> <p>3 方策</p> <p>3.5 既存建築物の耐震化(建設部、都市整備部、防災危機管理課)</p> <p>計画的、総合的に耐震診断・改修を行うための「耐震改修促進計画」を策定し、これに基づいて広く市民にPRし、耐震相談窓口の充実強化を図っていく。</p> <p>更に、一般個人住宅の耐震性の診断、倒壊の可能性の高い建築物の耐震化を行うための施策を整備する。</p> <p>市有施設における、耐震診断は、本章第2節 建築物・公共土木施設等の耐震化を参照。</p>	4 業務内容等の見直しに伴う修正	建設部 都市整備部 防災危機管理課

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
2-3-12	<p>第5節 台風・大雨による浸水の予防</p> <p>3 方策</p> <p>3.2 改修工事の促進(建設部、農林水産振興部)</p> <p>(1) 河川・海岸改修</p> <p>市内で重要水防箇所指定されている河川関係の箇所は、資料編4-5〔重要水防箇所(河川関係)〕のとおりである。海岸関係の箇所は、資料編4-6〔重要水防箇所(海岸関係)〕のとおりである。</p> <p>土石流危険箇所については、資料編4-13〔土石流発生危険区域関係〕のとおりである。</p> <p>これらの危険区域においては、計画的に改修するとともに、県の管理区域については早期の工事を要請していく。</p> <p>(2) ため池の改修</p> <p>市内のため池における危険状況は、資料編4-9〔ため池関係〕のとおりである。これらの危険ため池については、管理者等へ計画的な改修工事についての要請を行い、早期の危険解消を図る。</p> <p>(3) 海岸保全施設の整備等</p> <p>海岸管理者は、海岸堤防(防波堤)、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設の計画的な整備に努めるとともに、国直轄の管理区域については早期の整備完了を要請していく。</p> <p>既存施設については、日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。</p>	<p>第5節 台風・大雨による浸水の予防</p> <p>3 方策</p> <p>3.2 改修工事の促進(建設部、農林水産振興部、<u>港湾局</u>)</p> <p>(1) 河川・海岸改修</p> <p>市内で重要水防箇所指定されている河川関係の箇所は、資料編4-5〔重要水防箇所(河川関係)〕のとおりである。海岸関係の箇所は、資料編4-6〔重要水防箇所(海岸関係)〕のとおりである。</p> <p>土石流危険箇所については、資料編4-13〔土石流発生危険区域関係〕のとおりである。</p> <p>これらの危険区域においては、計画的に改修するとともに、県の管理区域については早期の工事を要請していく。</p> <p>(2) ため池の改修</p> <p>市内のため池における危険状況は、資料編4-9〔ため池関係〕のとおりである。これらの危険ため池については、管理者等へ計画的な改修工事についての要請を行い、早期の危険解消を図る。</p> <p>(3) 海岸保全施設の整備等</p> <p>海岸管理者は、海岸堤防(防波堤)、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設の計画的な整備に努めるとともに、国直轄の管理区域については早期の整備完了を要請していく。</p> <p>既存施設については、日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに緊急時における円滑な操作体制の整備に努める。</p>	4 業務内容等の見直しに伴う修正	建設部 農林水産振興部 港湾局
2-3-15	<p>第6節 火災の防止</p> <p>3 方策</p> <p>3.2 初期消火体制等の強化(消防局、消防団、防災危機管理課)</p> <p>(5) 家庭への住宅用火災警報器等の普及</p> <p>市民啓発を通じて、各家庭での住宅用火災警報器、住宅用消火器等設置・維持を呼びかける。</p>	<p>第6節 火災の防止 3 方策</p> <p>3.2 初期消火体制等の強化(消防局、消防団、防災危機管理課)</p> <p>(5) 家庭への住宅用火災警報器等の普及</p> <p>市民啓発を通じて、各家庭での住宅用火災警報器、住宅用消火器等設置・維持及び<u>感震ブレーカーの普及</u>を呼びかける。</p>	2 県地域防災計画修正等に伴う修正	消防局 防災危機管理課

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																		
2-3-19	<p>消防通信網</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○消防局、消防署及び消防団…… <ul style="list-style-type: none"> 陸上移動局(車載) 5W 96局 陸上移動局(携帯) 2W 53局 5W 4局 車両動態管理システム(AVM)装着 49台 </div> <p>デジタル無線基地局 (6基地局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 消防局 消防緊急通信指令施設 無線基地局、固定局 119回線 一般電話 FAX IP電話 携帯電話 Net119 eメール119 下関市緊急通報システム 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net) 下関市防災情報システム 山口県総合防災情報システム 消防情報案内サービス 050-5530-5768 総務課 233-9111 警防課 233-9112 予防課 233-9113 情報指令課 233-9119 (下関市・美祿市消防指令センター) 中央消防署 </div> <p>警察署 中国電力 山口合同ガス 山口県LPガス協会支部 海上保安庁 西日本高速道路株式会社 下関地方気象台</p> <p>東消防署 小月出張所 西消防署 北消防署 勝山出張所 豊浦西消防署 豊北出張所 豊浦東消防署 菊川出張所</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>凡例</td><td>専用回線</td><td>——</td></tr> <tr><td></td><td>専用電話</td><td>====</td></tr> <tr><td></td><td>一般加入</td><td>----</td></tr> </table>	凡例	専用回線	——		専用電話	====		一般加入	----	<p>消防通信網</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ○消防局、消防署及び消防団…… <ul style="list-style-type: none"> 陸上移動局(車載) 10W 57局、5W36局 陸上移動局(携帯) 5W 58局、2W30局 卓上固定移動局(署所) 10W10局 車両動態管理システム(AVM)装着 48台 </div> <p>デジタル無線基地局 (6基地局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 消防局 消防緊急通信指令施設 無線基地局、固定局 119回線 一般電話 FAX IP電話 携帯電話 Net119 eメール119 下関市緊急通報システム 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net) 下関市防災情報システム 山口県総合防災情報ネットワーク 消防情報案内サービス 050-5530-5768 総務課 233-9111 警防課 233-9112 予防課 233-9113 情報指令課 233-9119 山口西部消防指令センター 223-0119 中央消防署 </div> <p>警察署 中国電力 山口合同ガス 山口県LPガス協会支部 海上保安庁 西日本高速道路株式会社 下関地方気象台</p> <p>東消防署 小月出張所 西消防署 北消防署 勝山出張所 豊浦西消防署 豊北出張所 豊浦東消防署 菊川出張所</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>凡例</td><td>専用回線</td><td>——</td></tr> <tr><td></td><td>専用電話</td><td>====</td></tr> <tr><td></td><td>一般加入</td><td>----</td></tr> </table>	凡例	専用回線	——		専用電話	====		一般加入	----	<p>4 業務内容等の見直しに伴う修正</p>	<p>消防局</p>
凡例	専用回線	——																				
	専用電話	====																				
	一般加入	----																				
凡例	専用回線	——																				
	専用電話	====																				
	一般加入	----																				

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
2-3-22	<p>第8節 南海トラフ地震の防災対策</p> <p>1 目的</p> <p>南海トラフ沿いで発生する大規模な地震は、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、「東海地震対策大綱」(平成15年5月中央防災会議決定)、「東南海・南海地震対策大綱」(平成15年12月中央防災会議決定)等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきた。</p> <p>しかしながら、東海地震が発生していない現状に鑑み、最新の科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まっていた。</p> <p>こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。</p> <p>このため、南海トラフ沿いで発生する大規模地震対策を検討するに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を想定することが必要となった。平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定した結果、津波高10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなり、まさに国難とも言える巨大災害になるものと想定される。</p> <p><u>南海トラフ沿いの地域については、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生しており、大きな被害を生じさせてきた。文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価において30年以内の発生確率が70～80%とされていることから、まず、既往の被害想定や地震対策大綱等の諸計画に基づき、地震に関する最新の知見も活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて推進することが重要である。なお、これらの取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。</u></p> <p>とりわけ、巨大地震に伴う巨大な津波に対しては、前述の対策も活かしつつ、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。</p>	<p>第8節 南海トラフ地震の防災対策</p> <p>1 目的</p> <p>南海トラフ沿いで発生する大規模な地震は、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、「東海地震対策大綱」(平成15年5月中央防災会議決定)、「東南海・南海地震対策大綱」(平成15年12月中央防災会議決定)等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきた。</p> <p>しかしながら、東海地震が発生していない現状に鑑み、最新の科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まっていた。</p> <p>こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。</p> <p>このため、南海トラフ沿いで発生する大規模地震対策を検討するに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を想定することが必要となった。平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定した結果、津波高10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなり、まさに国難とも言える巨大災害になるものと想定される。</p> <p><u>今後30年以内の発生確率が60%～90%程度以上(2025年1月1日時点)とされることから、まず、既往の被害想定や地震対策大綱等の諸計画に基づき、地震に関する最新の知見も活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて推進することが重要である。なお、これらの取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。</u></p> <p>とりわけ、巨大地震に伴う巨大な津波に対しては、前述の対策も活かしつつ、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、住民避難を中心に、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。</p>	5 統計期間、基準等の修正	下関地方気象台
2-4-7	<p>第4節 災害通信体制の整備</p> <p>3. 2 通信体制の整備(総務部、消防局、防災危機管理課)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電話の果たす役割も非常に重要であるため、<u>西日本電信電話株式会社山口支店</u>と災害時優先電話の指定及びポータブル衛星通信システムの要請方法並びに特設公衆電話の設置場所・運営方法について協議を行い、その体制についての確立を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第4節 災害通信体制の整備</p> <p>3. 2 通信体制の整備(総務部、消防局、防災危機管理課)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電話の果たす役割も非常に重要であるため、<u>NTT西日本株式会社山口支店</u>と災害時優先電話の指定及びポータブル衛星通信システムの要請方法並びに特設公衆電話の設置場所・運営方法について協議を行い、その体制についての確立を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
2-4-15	<p>第8節 避難活動体制の整備</p> <p>3. 2 安全・適切な指定避難所(施設)の選定(防災危機管理課)</p> <p>(1) 指定避難所の選定(災害に応じた適正の配慮等)</p> <p>指定避難所の選定に当たっては、画一的に公共施設を予定するのではなく、災害危険地毎に地理条件・災害形態別等総合的配慮(下記の基準も考慮)を払い選定する。</p> <p>なお、選定に当たっては第2、第3の予定場所を決め、所要事項をあらかじめ整備する。</p> <p>① 耐震性が確保され、安全である。</p> <p>② 避難施設は、対象地区の全ての住民が収容できるよう配慮する。</p> <p>③ 1人当たりの必要面積は、概ね3㎡以上とする。</p> <p>④ 大規模な地割れ、崖崩れや浸水等の危険がない。</p> <p>⑤ 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところ。(適切な避難地が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策をとる。)</p> <p>⑥ 沿岸地域であれば、津波来襲を考慮に入れた選定をする。</p>	<p>第8節 避難活動体制の整備</p> <p>3. 2 安全・適切な指定避難所(施設)の選定(防災危機管理課)</p> <p>(1) 指定避難所の選定(災害に応じた適正の配慮等)</p> <p>指定避難所の選定に当たっては、画一的に公共施設を予定するのではなく、災害危険地毎に地理条件・災害形態別等総合的配慮(下記の基準も考慮)を払い選定する。</p> <p>なお、選定に当たっては第2、第3の予定場所を決め、所要事項をあらかじめ整備する。</p> <p>① 耐震性が確保され、安全である。</p> <p>② 避難施設は、対象地区の全ての住民が収容できるよう配慮する。</p> <p>③ 1人当たり最低3.5㎡の居住スペースとする。</p> <p>④ 大規模な地割れ、崖崩れや浸水等の危険がない。</p> <p>⑤ 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところ。(適切な避難地が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策をとる。)</p> <p>⑥ 沿岸地域であれば、津波来襲を考慮に入れた選定をする。</p>	5 統計期間、基準等の修正	防災危機管理課
2-4-17	<p>第8節 避難活動体制の整備</p> <p>3. 5 指定避難所の安全確保及び開設体制の整備(関係各部局室、防災危機管理課)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有線通信の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社山口支店との協議により、災害時の指定避難所における災害用公衆電話回線(特設公衆電話回線)を確保、増強していくことを図る。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第8節 避難活動体制の整備</p> <p>3. 5 指定避難所の安全確保及び開設体制の整備(関係各部局室、防災危機管理課)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有線通信の確保</p> <p>NTT西日本株式会社山口支店との協議により、災害時の指定避難所における災害用公衆電話回線(特設公衆電話回線)を確保、増強していくことを図る。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社
2-5-7	<p>第2節 避難行動要支援者対策</p> <p>3. 7 個別避難計画の作成(福祉部、保健部、防災危機管理課)</p> <p>(1) 市は、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画(以下、「個別避難計画」という。)を作成するよう努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第2節 避難行動要支援者対策</p> <p>3. 7 個別避難計画の作成(福祉部、保健部、防災危機管理課)</p> <p>(1) 市は、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画(以下、「個別避難計画」という。)を作成するよう努めるものとする。</p> <p>また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	1 防災基本計画修正等に伴う修正	福祉部 保健部 防災危機管理課
3-1-3	<p>第1節 活動体制の確立</p> <p>2 災害対策本部室の設置準備</p> <p>次の手順により、災害対策本部室の設置準備を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電話回線を確保する。(第2章第5節 情報通信体制の確立を参照)</p> <p>① 災害時優先電話を確保する。</p> <p>② 一般加入電話の通信途絶の際は、必要により西日本電信電話株式会社山口支店と協議し、ポータブル衛星通信システム、特設公衆電話等の配備を要請する。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>第1節 活動体制の確立</p> <p>2 災害対策本部室の設置準備</p> <p>次の手順により、災害対策本部室の設置準備を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 電話回線を確保する。(第2章第5節 情報通信体制の確立を参照)</p> <p>① 災害時優先電話を確保する。</p> <p>② 一般加入電話の通信途絶の際は、必要によりNTT西日本株式会社山口支店と協議し、ポータブル衛星通信システム、特設公衆電話等の配備を要請する。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)			新(修正)			理由	担当部局室・関係機関																
3-1-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>資産班(資産経営課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</u> 2 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。 3 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。 4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。 5 庁舎の管理に関すること。 6 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。 7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。 8 市有財産の災害対策に関すること。 9 部内外他班への協力応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>契約班(契約課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。 2 部内外他班への協力応援に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>			部	班	班の所掌事務	総務部	資産班(資産経営課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</u> 2 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。 3 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。 4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。 5 庁舎の管理に関すること。 6 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。 7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。 8 市有財産の災害対策に関すること。 9 部内外他班への協力応援に関すること。 	契約班(契約課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。 2 部内外他班への協力応援に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>資産班(資産経営課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。 2 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。 3 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。 4 庁舎の管理に関すること。 5 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。 6 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。 7 市有財産の災害対策に関すること。 8 部内外他班への協力応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>契約班(契約課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</u> 2 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。 3 部内外他班への協力応援に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>			部	班	班の所掌事務	総務部	資産班(資産経営課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。 2 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。 3 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。 4 庁舎の管理に関すること。 5 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。 6 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。 7 市有財産の災害対策に関すること。 8 部内外他班への協力応援に関すること。 	契約班(契約課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</u> 2 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。 3 部内外他班への協力応援に関すること。 	4 業務内容等の見直しに伴う修正	総務部
部	班	班の所掌事務																						
総務部	資産班(資産経営課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</u> 2 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。 3 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。 4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。 5 庁舎の管理に関すること。 6 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。 7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。 8 市有財産の災害対策に関すること。 9 部内外他班への協力応援に関すること。 																						
	契約班(契約課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。 2 部内外他班への協力応援に関すること。 																						
部	班	班の所掌事務																						
総務部	資産班(資産経営課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。 2 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。 3 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。 4 庁舎の管理に関すること。 5 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。 6 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。 7 市有財産の災害対策に関すること。 8 部内外他班への協力応援に関すること。 																						
	契約班(契約課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</u> 2 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。 3 部内外他班への協力応援に関すること。 																						

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																								
3-1-53	<p>第3節 動員配備</p> <p>4 応援職員等の要請</p> <p>市本部の各部長は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足し他部・班の職員の応援を受けようとするときは、総務班へ次の要領で要請するものとする。</p> <p>(1) 各班長は、班内の所掌事務を処理するにあたり職員が不足するときは、応援職員要請書により総務班に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。</p> <p>『様式 1-3-2』 応援職員要請書</p> <p>(2) 総務班は、前記の応援要請を受けたときは、次の要請により職員を派遣する。</p> <p>① 他部・班の職員</p> <p>② 市の職員をもって不足するときは、本部総括部及び職員班が受け入れた県又は他の市町村の職員を派遣する(地方自治法第252条の17、若しくは災対法第29条の規定による)。</p> <p>③ 各総合支所管内での災害時に、本庁及び他総合支所から応援職員を派遣する際には、各地区に精通した旧町役場出身・旧町出身の職員をあらかじめリスト化しておき、災害時の派遣要請並びに災害対応を迅速かつ効率的に行える応援体制を確保する。</p>	<p>第3節 動員配備</p> <p>4 応援職員等の要請</p> <p>市本部の各部長は、災害対策活動を実施するにあたり、職員が不足し他部・班の職員の応援を受けようとするときは、総務班へ次の要領で要請するものとする。</p> <p>(1) 各班長は、班内の所掌事務を処理するにあたり職員が不足するときは、応援職員要請書により総務班に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。</p> <p>『様式 1-3-2』 応援職員要請書</p> <p>(2) 総務班は、前記の応援要請を受けたときは、次の要請により職員を派遣する。</p> <p>① 他部・班の職員</p> <p>② 市の職員をもって不足するときは、本部総括部及び職員班が受け入れた県又は他の市町村の職員を派遣する(地方自治法第252条の17、若しくは災対法第29条の規定による)。</p> <p>③ 各総合支所管内での災害時に、本庁及び他総合支所から応援職員を派遣する際には、各地区に精通した旧町役場出身・旧町出身の職員又は各総合支所において勤務経験等があつて各総合支所の土地勘を有する職員をあらかじめリスト化しておき、災害時の派遣要請並びに災害対応を迅速かつ効率的に行える応援体制を確保する。</p>	4 業務内容等の見直しに伴う修正	総務部 各総合支所																								
3-2-1	<p>第1節 気象予報警報等の受信、分析、伝達</p> <p>市、県、警察、気象台、自衛隊、海上保安部(署)、 防災関係機関(西日本電信電話株式会社山口支店、報道機関、その他関係機関)</p>	<p>第1節 気象予報警報等の受信、分析、伝達</p> <p>市、県、警察、気象台、自衛隊、海上保安部(署)、 防災関係機関(NTT西日本株式会社山口支店、報道機関、その他関係機関)</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社																								
3-2-7	<p>別表3 警報・注意報発表基準一覧表(修正箇所のみ記載)</p> <p>令和6年5月23日現在 発表官署 下関地方気象台</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>歌野川流域=8.1、日野川流域=15.7、 綾羅木川流域=15.6、黒井川流域=10</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>歌野川流域=(10、7.2)、日野川流域=(10、14.1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>歌野川流域=6.4、日野川流域=12.5、 綾羅木川流域=12.4、黒井川流域=8</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>歌野川流域=(10、5.1)、日野川流域=(10、12.5)、 神田川流域=(6、7.3)</td> </tr> </table>	警報	洪水	流域雨量指数基準	歌野川流域=8.1、日野川流域=15.7、 綾羅木川流域=15.6、黒井川流域=10	複合基準	歌野川流域=(10、7.2)、日野川流域=(10、14.1)	注意報	洪水	流域雨量指数基準	歌野川流域=6.4、日野川流域=12.5、 綾羅木川流域=12.4、黒井川流域=8	複合基準	歌野川流域=(10、5.1)、日野川流域=(10、12.5)、 神田川流域=(6、7.3)	<p>別表3 警報・注意報発表基準一覧表(修正箇所のみ記載)</p> <p>令和7年5月29日現在 発表官署 下関地方気象台</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>歌野川流域=8.4、日野川流域=15.9、 綾羅木川流域=15.8、黒井川流域=9.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>歌野川流域=(10、7.5)、日野川流域=(10、14.3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>歌野川流域=6.7、日野川流域=12.7、 綾羅木川流域=12.6、黒井川流域=7.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>歌野川流域=(10、5.4)、日野川流域=(10、12.7)、 神田川流域=(6、7.2)</td> </tr> </table>	警報	洪水	流域雨量指数基準	歌野川流域=8.4、日野川流域=15.9、 綾羅木川流域=15.8、黒井川流域=9.8	複合基準	歌野川流域=(10、7.5)、日野川流域=(10、14.3)	注意報	洪水	流域雨量指数基準	歌野川流域=6.7、日野川流域=12.7、 綾羅木川流域=12.6、黒井川流域=7.8	複合基準	歌野川流域=(10、5.4)、日野川流域=(10、12.7)、 神田川流域=(6、7.2)	5 統計期間、基準等の修正	下関地方気象台
警報	洪水			流域雨量指数基準	歌野川流域=8.1、日野川流域=15.7、 綾羅木川流域=15.6、黒井川流域=10																							
		複合基準	歌野川流域=(10、7.2)、日野川流域=(10、14.1)																									
注意報	洪水	流域雨量指数基準	歌野川流域=6.4、日野川流域=12.5、 綾羅木川流域=12.4、黒井川流域=8																									
		複合基準	歌野川流域=(10、5.1)、日野川流域=(10、12.5)、 神田川流域=(6、7.3)																									
警報	洪水	流域雨量指数基準	歌野川流域=8.4、日野川流域=15.9、 綾羅木川流域=15.8、黒井川流域=9.8																									
		複合基準	歌野川流域=(10、7.5)、日野川流域=(10、14.3)																									
注意報	洪水	流域雨量指数基準	歌野川流域=6.7、日野川流域=12.7、 綾羅木川流域=12.6、黒井川流域=7.8																									
		複合基準	歌野川流域=(10、5.4)、日野川流域=(10、12.7)、 神田川流域=(6、7.2)																									

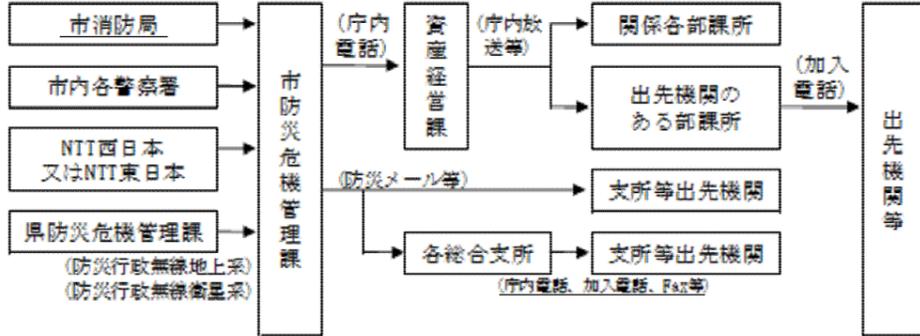
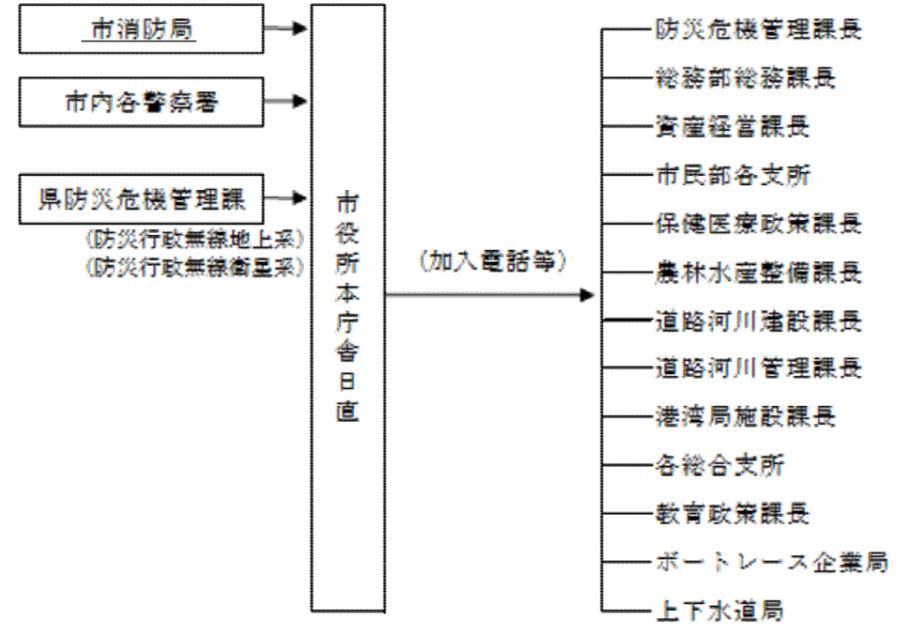
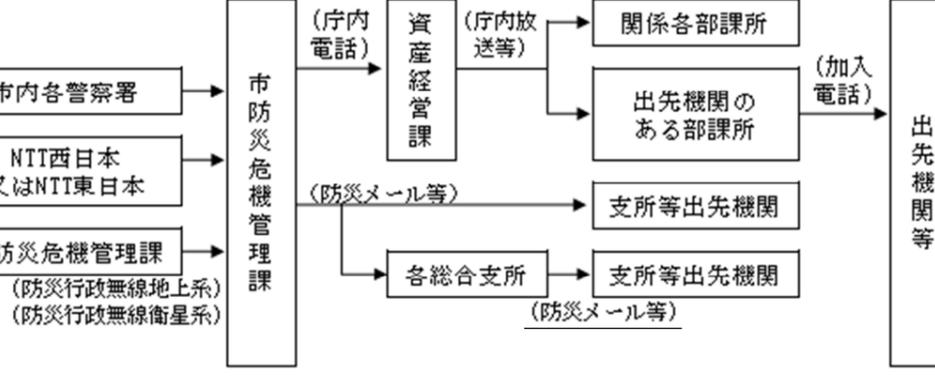
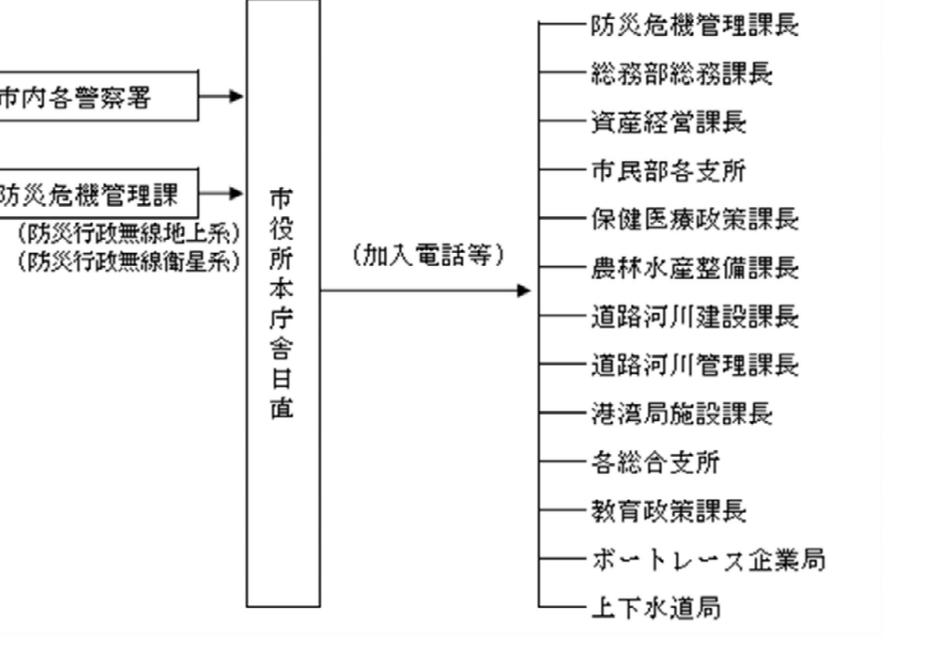
下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
3-2-10	<p>土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> <p>第1節 気象予報警報等の受信、分析、伝達 4 気象予報警報の伝達系統図 4.1 気象台からの伝達 下関地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、情報の市(防災危機管理課・宿日直)への伝達経路には、県の防災行政無線(地上系・衛星系)を経由するものと、<u>西日本電信電話株式会社</u>を経由するものと、消防庁(J-ALERT)を経由するものと、<u>市消防局</u>を経由(庁内電話か加入電話を使用)するものがある。 別図〔気象予報警報伝達系統図〕を参照のこと。</p>	<p>土砂災害警戒情報の伝達系統図</p> <p>第1節 気象予報警報等の受信、分析、伝達 4 気象予報警報の伝達系統図 4.1 気象台からの伝達 下関地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の市(防災危機管理課・宿日直)への伝達経路には、県の防災行政無線(地上系・衛星系)を経由するものと、<u>NTT西日本株式会社</u>を経由するものと、消防庁(J-ALERT)を経由するものがある。 別図〔気象予報警報伝達系統図〕を参照のこと。</p>	<p>3 組織改編に伴う修正 4 業務内容等の見直しに伴う修正 6 表現の適正化</p>	<p>NTT西日本株式会社 消防局 下関地方気象台 海上保安庁</p>

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
3-2-11	<p>気象予報警報伝達系統図(下関地方気象台からの注意報・警報等情報伝達系統図)</p> <p>注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>気象予報警報伝達系統図(下関地方気象台からの注意報・警報等情報伝達系統図)</p> <p>注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	4 業務内容等の見直しに伴う修正	防災危機管理課 消防局 下関地方気象台 海上保安庁

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
3-2-12	<p>気象予報警報伝達系統図(市内部の伝達) 勤務時間内</p>  <p>勤務時間外</p> 	<p>気象予報警報伝達系統図(市内部の伝達) 勤務時間内</p>  <p>勤務時間外</p> 	4 業務内容等の見直しに伴う修正	防災危機管理課 各総合支所 消防局
3-2-42	第5節 情報通信体制の確立 市、県、防災関係機関〔西日本電信電話株式会社山口支店、非常通信協議会〕	第5節 情報通信体制の確立 市、県、防災関係機関〔N T T西日本株式会社山口支店、非常通信協議会〕	3 組織改編に伴う修正	N T T西日本株式会社
3-2-43	第5節 情報通信体制の確立 2 有線通信途絶の場合の措置 災害時の有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となった場合には、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するとともに、 <u>西日本電信電話株式会社山口支店</u> に災害時の通信手段の確保を要請する。 (1)～(7) (略)	第5節 情報通信体制の確立 2 有線通信途絶の場合の措置 災害時の有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となった場合には、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するとともに、 <u>N T T西日本株式会社山口支店</u> に災害時の通信手段の確保を要請する。 (1)～(7) (略)	3 組織改編に伴う修正	N T T西日本株式会社

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																				
3-2-44	<p>第5節 情報通信体制の確立</p> <p>4 特設公衆電話の利用</p> <p>市と西日本電信電話株式会社山口支店の協議により、事前に避難所に特設公衆電話回線を設置する。避難所を開設した場合、市所有の端末(電話機)を接続して発信専用で運用する。運用開始に関しては、原則協議の上決定するが、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、互いに連絡が取れない場合は、市側の判断により利用を開始することが出来る。ただし、後ほど運用開始及び停止について、西日本電信電話株式会社山口支店災害対策担当へ連絡し連携を図る。</p>	<p>第5節 情報通信体制の確立</p> <p>4 特設公衆電話の利用</p> <p>市とNTT西日本株式会社山口支店の協議により、事前に避難所に特設公衆電話回線を設置する。避難所を開設した場合、市所有の端末(電話機)を接続して発信専用で運用する。運用開始に関しては、原則協議の上決定するが、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、互いに連絡が取れない場合は、市側の判断により利用を開始することが出来る。ただし、後ほど運用開始及び停止について、NTT西日本株式会社山口支店災害対策担当へ連絡し連携を図る。</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社																				
3-2-69	<p>第10節 県及び広域応援要請依頼</p> <p>1 従事命令、協力命令</p> <p>1.1 従事命令、協力命令</p> <p>災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。</p> <p>強制命令の種類と執行者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象作業</th> <th>命令区分</th> <th>根拠法令</th> <th>執行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)</td> <td>従事命令</td> <td>災害救助法第24条</td> <td rowspan="2">県知事</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>災害救助法第25条</td> </tr> </tbody> </table>	対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事	協力命令	災害救助法第25条	<p>第10節 県及び広域応援要請依頼</p> <p>1 従事命令、協力命令</p> <p>1.1 従事命令、協力命令</p> <p>災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。</p> <p>強制命令の種類と執行者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象作業</th> <th>命令区分</th> <th>根拠法令</th> <th>執行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)</td> <td>従事命令</td> <td>災害救助法第7条</td> <td rowspan="2">県知事</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>災害救助法第8条</td> </tr> </tbody> </table>	対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	県知事	協力命令	災害救助法第8条	6 表現の適正化	各関係部局
対象作業	命令区分	根拠法令	執行者																					
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事																					
	協力命令	災害救助法第25条																						
対象作業	命令区分	根拠法令	執行者																					
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	県知事																					
	協力命令	災害救助法第8条																						
3-2-73	<p>第10節 県及び広域応援要請依頼</p> <p>3 消防の応援要請</p> <p>3.3 応援時の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援準備</p> <p>応援側市町村等の消防機関は、応援部隊の派遣が可能と判断されるときは、次の措置を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 警防体制の確認</p> <p>応援出動による消防力の低下を防ぐため、次の事項を確認する。</p> <p>ア 消防隊の移動配備</p> <p>イ 予備車の運用</p> <p>ウ 消防職員及び消防団員等の召集</p> <p>エ その他必要な事項</p>	<p>第10節 県及び広域応援要請依頼</p> <p>3 消防の応援要請</p> <p>3.3 応援時の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援準備</p> <p>応援側市町村等の消防機関は、応援部隊の派遣が可能と判断されるときは、次の措置を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 警防体制の確認</p> <p>応援出動による消防力の低下を防ぐため、次の事項を確認する。</p> <p>ア 消防隊の移動配備</p> <p>イ 予備車の運用</p> <p>ウ 消防職員及び消防団員等の召集</p> <p>エ その他必要な事項</p>	6 表現の適正化	消防局																				
3-2-101	<p>第15節 給水体制の確立</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>3.3 水源の確保</p> <p>応急給水に必要な水は、次の順序により確保する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 個人保有井戸、事業者保有井戸</p> <p>必要に応じ、上下水道対策部が井戸の保有者、保有事業者に対し、使用の協力を求め、上記と同様にろ過、滅菌を行い生活用水(雑用水)として利用する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第15節 給水体制の確立</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>3.3 水源の確保</p> <p>応急給水に必要な水は、次の順序により確保する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 個人保有井戸、事業者保有井戸</p> <p>必要に応じ、上下水道対策部が井戸の保有者、保有事業者に対し、使用の協力を求め、生活用水(飲料水除く)として利用する。</p> <p>(4) (略)</p>	6 表現の適正化	上下水道局																				

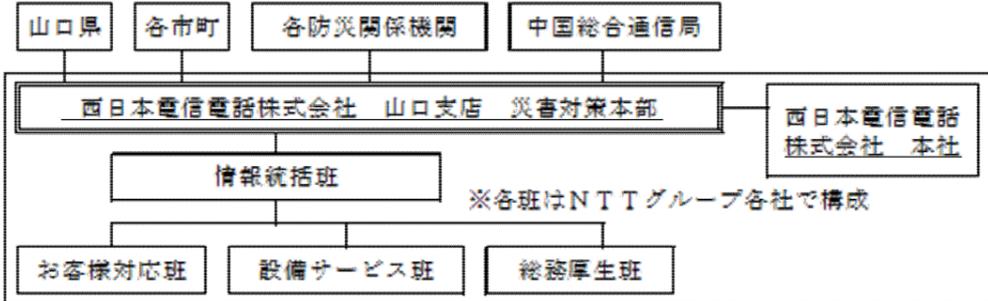
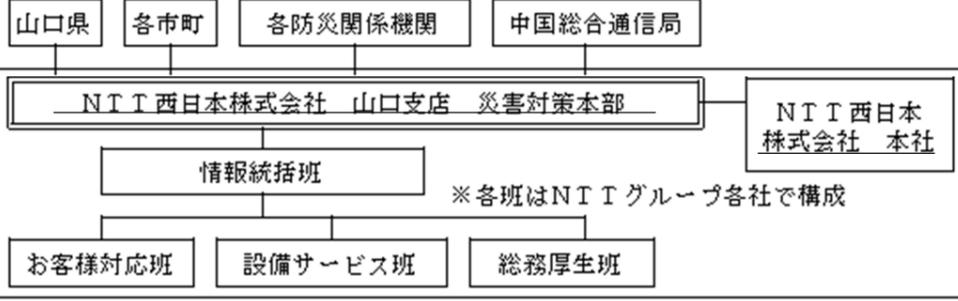
下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
3-2-116	<p>第19節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、火葬</p> <p>2 遺体の処理</p> <p>(5) 災害救助法適用地域以外の遺体の処理 災害救助法適用地域の遺体が、災害救助法適用地域以外の地域に漂流した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取りができない場合に限り、次により取り扱う。</p> <p>① 遺体の身元が判明している場合 ア 県内の他の市町に漂着した場合 当該地の市町は、県知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。 イ 他の県内の市町村に漂着した場合 漂着地の市町村において処理するものとし、その費用については、<u>災害救助法第35条</u>の規定により求償を受ける。</p>	<p>第19節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、火葬</p> <p>2 遺体の処理</p> <p>(5) 災害救助法適用地域以外の遺体の処理 災害救助法適用地域の遺体が、災害救助法適用地域以外の地域に漂流した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取りができない場合に限り、次により取り扱う。</p> <p>① 遺体の身元が判明している場合 ア 県内の他の市町に漂着した場合 当該地の市町は、県知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。 イ 他の県内の市町村に漂着した場合 漂着地の市町村において処理するものとし、その費用については、<u>災害救助法第20条</u>の規定により求償を受ける。</p>	6 表現の適正化	各関係部局
3-2-121	<p>第20節 ごみ及びし尿の収集整理</p> <p>3 その他処理</p> <p>3.1 死亡獣畜の処理 牛、馬、豚、<u>山羊、めん羊</u>の死体処理は、<u>県等関係機関と協議の上</u>、処分する。 犬、猫、鶏、小動物等は市等関係機関と協議の上、処分する。</p>	<p>第20節 ごみ及びし尿の収集整理</p> <p>3 その他処理</p> <p>3.1 死亡獣畜の処理 牛、馬、豚、<u>めん羊及び山羊</u>の死体処理は、<u>死亡獣畜取扱場に運搬し</u>、処分する。 <u>ただし、運搬不能の場合は、市の許可を得て、解体、埋却若しくは焼却すること。</u> 犬、猫、鶏、小動物等は市等関係機関と協議の上、処分する。</p>	6 表現の適正化	保健部
3-2-143	<p>第24節 消防計画</p> <p>2 消防活動体制の確立</p> <p>2.2 動員体制</p> <p>(1) <u>非常召集</u> <u>非常召集</u>は、次の各号に定めるところにより、消防局長又は署長が発令するものとする。 ただし、第4号については、消防局長が発令するものとする。</p> <p>① <u>第1配備非常召集</u> 当務職員以外の職員を直ちに<u>応召</u>できる体制で待機させるとともに、必要に応じて消防局の情報連絡に必要な人員及び災害発生地付近に居住する職員を<u>召集</u>する。</p> <p>② <u>第2配備非常召集</u> 当務分隊の他に特別分隊を編成するに必要な職員を<u>召集</u>する。</p> <p>③ <u>第3配備非常召集</u> 所属の全職員を<u>召集</u>する。</p> <p>④ <u>第4配備非常召集</u> 全職員を<u>召集</u>する。</p> <p>⑤ 非常参集 次に掲げる場合は、自主的に勤務署所又は災害現場に参集する。 ア 火災、水害、地震(震度5弱以上)その他の災害の発生を認知したとき。 イ 台風の接近により、当地方がその圏内に入ることが確実となり、被害の発生が予想され、通信、交通機関の途絶が予想されるとき。</p> <p>(2) <u>召集の伝達</u> (略)</p>	<p>第24節 消防計画</p> <p>2 消防活動体制の確立</p> <p>2.2 動員体制</p> <p>(1) <u>非常招集</u> <u>非常招集</u>は、次の各号に定めるところにより、消防局長又は署長が発令するものとする。 ただし、第4号については、消防局長が発令するものとする。</p> <p>① <u>第1配備非常招集</u> 当務職員以外の職員を直ちに<u>応招</u>できる体制で待機させるとともに、必要に応じて消防局の情報連絡に必要な人員及び災害発生地付近に居住する職員を<u>招集</u>する。</p> <p>② <u>第2配備非常招集</u> 当務分隊の他に特別分隊を編成するに必要な職員を<u>招集</u>する。</p> <p>③ <u>第3配備非常招集</u> 所属の全職員を<u>招集</u>する。</p> <p>④ <u>第4配備非常招集</u> 全職員を<u>招集</u>する。</p> <p>⑤ 非常参集 次に掲げる場合は、自主的に勤務署所又は災害現場に参集する。 ア 火災、水害、地震(震度5弱以上)その他の災害の発生を認知したとき。 イ 台風の接近により、当地方がその圏内に入ることが確実となり、被害の発生が予想され、通信、交通機関の途絶が予想されるとき。</p> <p>(2) <u>招集の伝達</u> (略)</p>	6 表現の適正化	消防局

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																																				
3-2-147	<p>第24節 消防計画</p> <p>3 消防活動</p> <p>3.3 火災防ぎょ活動</p> <p>(3) 消防局の活動</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 非番消防職員を召集するとともに召集時の被害状況把握について指示する。</p> <p>④～⑩ (略)</p>	<p>第24節 消防計画</p> <p>3 消防活動</p> <p>3.3 火災防ぎょ活動</p> <p>(3) 消防局の活動</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 非番消防職員を召集するとともに召集時の被害状況把握について指示する。</p> <p>④～⑩ (略)</p>	6 表現の適正化	消防局																																				
3-2-169	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>市、県、ライフライン関係各機関</p> <p>(中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター、萩ネットワークセンター、西日本電信電話株式会社山口支店、山口合同ガス株式会社、簡易ガス供給事業者)</p> <table border="1" data-bbox="311 739 1299 966"> <thead> <tr> <th>活動概要</th> <th>掲載頁</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 電気通信施設の応急対策計画</td> <td>3-2-174</td> <td>(西日本電信電話株式会社 山口支店)</td> </tr> <tr> <td>8.1 災害対策本部の設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2 災害情報連絡体制の確立</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.4 復旧対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動概要	掲載頁	担当	8 電気通信施設の応急対策計画	3-2-174	(西日本電信電話株式会社 山口支店)	8.1 災害対策本部の設置			8.2 災害情報連絡体制の確立			8.3 応急対策			8.4 復旧対策			<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>市、県、ライフライン関係各機関</p> <p>(中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター、萩ネットワークセンター、NTT西日本株式会社山口支店、山口合同ガス株式会社、簡易ガス供給事業者)</p> <table border="1" data-bbox="1344 739 2332 966"> <thead> <tr> <th>活動概要</th> <th>掲載頁</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 電気通信施設の応急対策計画</td> <td>3-2-174</td> <td>(NTT西日本株式会社 山口支店)</td> </tr> <tr> <td>8.1 災害対策本部の設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2 災害情報連絡体制の確立</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.4 復旧対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動概要	掲載頁	担当	8 電気通信施設の応急対策計画	3-2-174	(NTT西日本株式会社 山口支店)	8.1 災害対策本部の設置			8.2 災害情報連絡体制の確立			8.3 応急対策			8.4 復旧対策			3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社
活動概要	掲載頁	担当																																						
8 電気通信施設の応急対策計画	3-2-174	(西日本電信電話株式会社 山口支店)																																						
8.1 災害対策本部の設置																																								
8.2 災害情報連絡体制の確立																																								
8.3 応急対策																																								
8.4 復旧対策																																								
活動概要	掲載頁	担当																																						
8 電気通信施設の応急対策計画	3-2-174	(NTT西日本株式会社 山口支店)																																						
8.1 災害対策本部の設置																																								
8.2 災害情報連絡体制の確立																																								
8.3 応急対策																																								
8.4 復旧対策																																								
3-2-170	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1" data-bbox="311 1079 1299 1675"> <tbody> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)</td> <td>西日本電信電話株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-222-0030</td> <td>一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666</td> </tr> </tbody> </table>	中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	西日本電信電話株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015	中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277		山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1" data-bbox="1344 1079 2332 1675"> <tbody> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)</td> <td>NTT西日本株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-222-0030</td> <td>一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666</td> </tr> </tbody> </table>	中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	NTT西日本株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015	中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277		山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社																								
中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	西日本電信電話株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015																																							
中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277																																								
山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666																																							
中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	NTT西日本株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015																																							
中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277																																								
山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急 083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666																																							

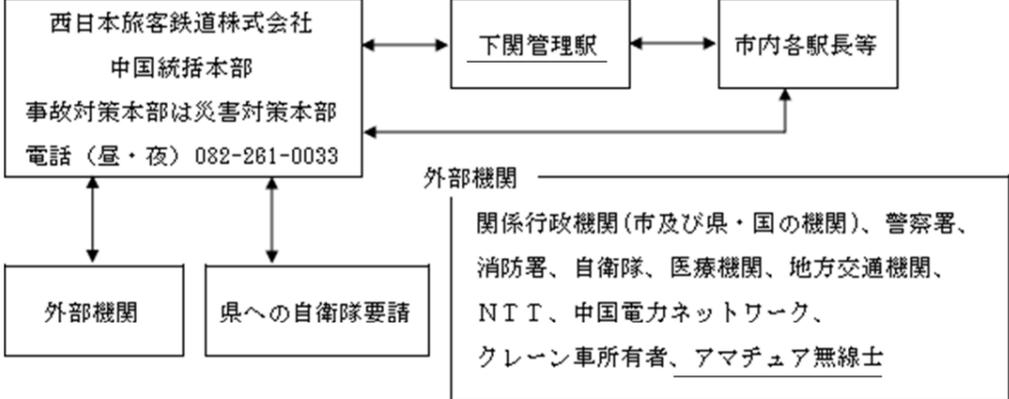
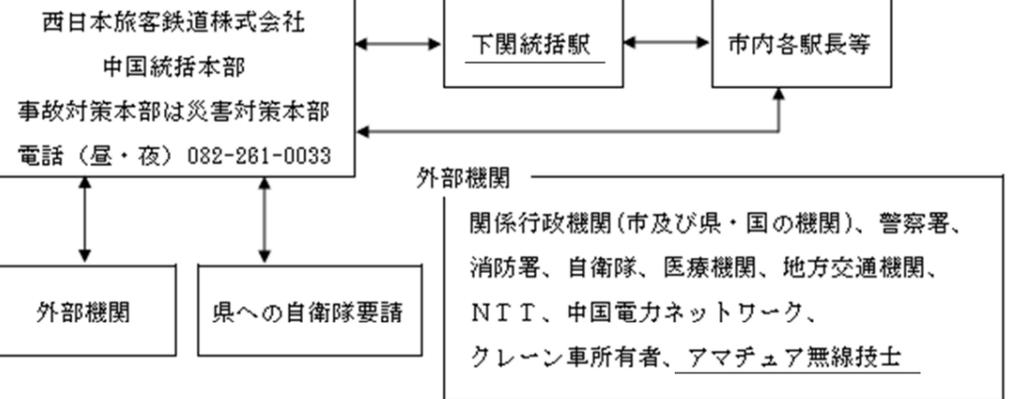
下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
<p>3-2-174 3-2-175</p>	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>8 電気通信施設の応急対策計画 災害時における、<u>西日本電信電話株式会社山口支店</u>が行う、その所管する電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>西日本電信電話株式会社災害等対策規定</u>」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>8.1 災害対策本部の設置 (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、<u>西日本電信電話株式会社職制の規定</u>にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。 (2) (略)</p> <p>8.2 災害情報連絡体制の確立 災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。 (1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図</p>  <p>(2) 災害情報の収集伝達概要 ① 災害状況等の報告経路 山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかに<u>西日本電信電話株式会社災害対策組織</u>に連絡する。 ②～⑥ (略)</p> <p>8.3 応急対策 (1) 災害対策機器の配備 ① 非常用可搬形交換設備類 災害により、NTT支店の交換設備等が被災したときの代替交換設備及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置(改良KS-1)、非常用可搬形遠隔収容装置(RT-BOX)及び大容量可搬形電源装置を備えている。 ② 無線装置 途絶地域へは、衛星無線(ポータブル衛星)や可搬無線機(TZ-403D)等を配備し対応する。 ③～④ (略)</p>	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>8 電気通信施設の応急対策計画 災害時における、<u>NTT西日本株式会社山口支店</u>が行う、その所管する電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>NTT西日本株式会社災害等対策規定</u>」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>8.1 災害対策本部の設置 (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、<u>NTT西日本株式会社職制の規定</u>にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。 (2) (略)</p> <p>8.2 災害情報連絡体制の確立 災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。 (1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図</p>  <p>(2) 災害情報の収集伝達概要 ① 災害状況等の報告経路 山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかに<u>NTT西日本株式会社災害対策組織</u>に連絡する。 ②～⑥ (略)</p> <p>8.3 応急対策 (1) 災害対策機器の配備 ① 非常用可搬形交換設備類 災害により、NTT支店の交換設備等が被災したときの代替交換設備及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置、非常用可搬形遠隔収容装置及び大容量可搬形電源装置を備えている。 ② 無線装置 途絶地域へは、衛星無線(ポータブル衛星)や可搬無線機等を配備し対応する。 ③～④ (略)</p>	<p>3 組織改編に伴う修正 6 表現の適正化</p>	<p>NTT西日本株式会社</p>

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																		
3-2-181	<p>第30節 公共施設等の応急復旧</p> <p>3 鉄道施設の応急復旧</p> <p>3.3 応急復旧</p> <p>(1) 風水害等による災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の外部機関の協力を要請する。</p> <p>① 関係行政機関（市及び県・国の機関）</p> <p>② 警察署、消防署、自衛隊</p> <p>③ 医療機関</p> <p>④ 地方交通機関</p> <p>⑤ 西日本電信電話株式会社山口支店、NTTドコモ株式会社中国支社山口支店、中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター・萩ネットワークセンター</p> <p>⑥ クレーン車所有者、アマチュア無線士</p> <p>(3) 対策本部が設置された場合の外部機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。</p> <p>ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。</p>	<p>第30節 公共施設等の応急復旧</p> <p>3 鉄道施設の応急復旧</p> <p>3.3 応急復旧</p> <p>(1) 風水害等による災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の外部機関の協力を要請する。</p> <p>① 関係行政機関（市及び県・国の機関）</p> <p>② 警察署、消防署、自衛隊</p> <p>③ 医療機関</p> <p>④ 地方交通機関</p> <p>⑤ <u>NTT西日本株式会社山口支店</u>、NTTドコモ株式会社中国支社山口支店、中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター・萩ネットワークセンター</p> <p>⑥ クレーン車所有者、<u>アマチュア無線技士</u></p> <p>(3) 対策本部が設置された場合の外部機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。</p> <p>ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。</p>	<p>3 組織改編に伴う修正</p> <p>6 表現の適正化</p>	<p>NTT西日本株式会社</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>各関係部局</p> <p>各関係機関</p>																		
3-3-5	<p>第1節 道路・鉄道除雪計画</p> <p>3 鉄道除雪対策</p> <p>(2) 除雪列車等の運転基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>降積雪の状況</th> <th>運転計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td> <td>・レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき ・レール面上20cm以上の積雪があるとき</td> <td>・必要により除雪列車を運転する</td> </tr> <tr> <td>第2次</td> <td>・レール面上30cm以上の積雪があるとき</td> <td>・除雪列車を運転する</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「降雪が予想されるとき」とは、「大雪に関する予報」及び「その他の情報」により、降雪が予想されることをいう。</p>	段階	降積雪の状況	運転計画	第1次	・レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき ・レール面上20cm以上の積雪があるとき	・必要により除雪列車を運転する	第2次	・レール面上30cm以上の積雪があるとき	・除雪列車を運転する	<p>第1節 道路・鉄道除雪計画</p> <p>3 鉄道除雪対策</p> <p>(2) 除雪列車等の運転基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>降積雪の状況</th> <th>運転計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td> <td>・レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき ・レール面上20cm以上の積雪があるとき</td> <td>・必要により除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する</td> </tr> <tr> <td>第2次</td> <td>・レール面上30cm以上の積雪があるとき</td> <td>・除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「降雪が予想されるとき」とは、「大雪に関する予報」及び「その他の情報」により、降雪が予想されることをいう。</p>	段階	降積雪の状況	運転計画	第1次	・レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき ・レール面上20cm以上の積雪があるとき	・必要により除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する	第2次	・レール面上30cm以上の積雪があるとき	・除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する	<p>4 業務内容等の見直しに伴う修正</p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社</p>
段階	降積雪の状況	運転計画																				
第1次	・レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき ・レール面上20cm以上の積雪があるとき	・必要により除雪列車を運転する																				
第2次	・レール面上30cm以上の積雪があるとき	・除雪列車を運転する																				
段階	降積雪の状況	運転計画																				
第1次	・レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき ・レール面上20cm以上の積雪があるとき	・必要により除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する																				
第2次	・レール面上30cm以上の積雪があるとき	・除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する																				

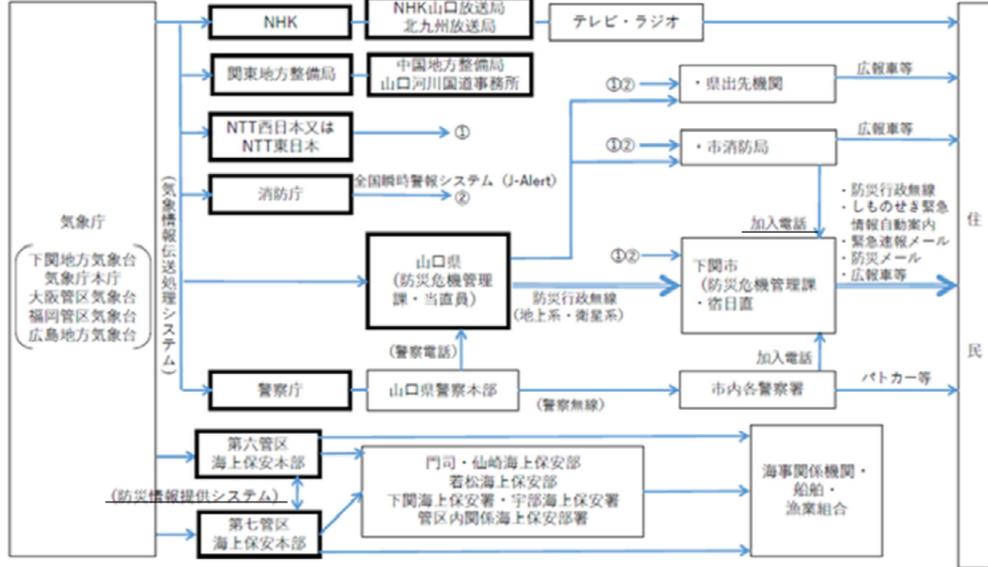
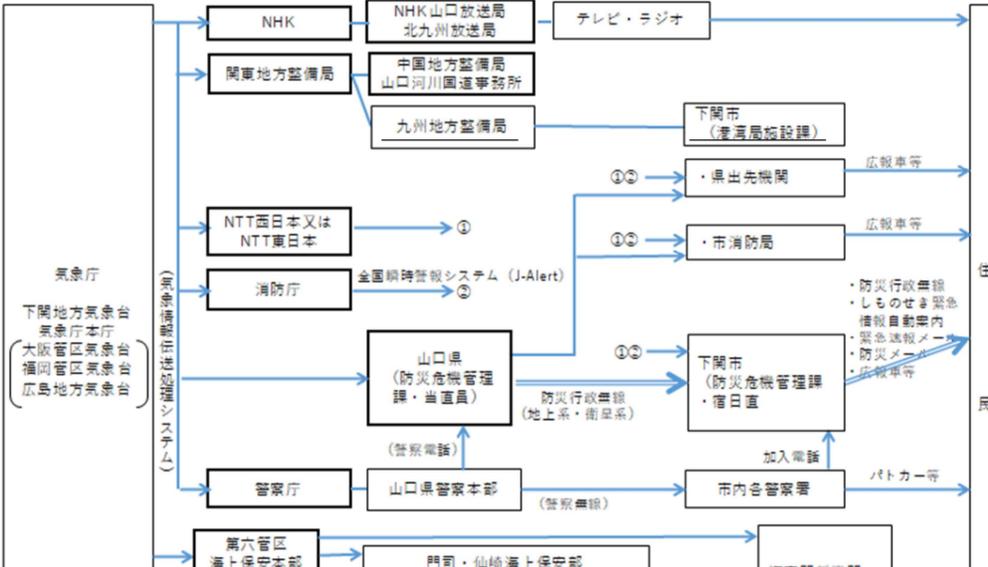
下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
3-3-6	<p>第1節 道路・鉄道除雪計画</p> <p>4 孤立対策計画</p> <p>(2) 保健衛生対策</p> <p>① 救急患者の緊急輸送対策 ア～ウ(略)</p> <p>② 環境衛生対策 ア～ウ(略)</p> <p>エ 家畜の死体処理 死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理すること。 ただし、運搬不能の場合は、<u>所管先の健康福祉センター</u>の許可を得て、解体、埋却若しくは焼却すること。</p> <p>③ 食品衛生対策 ア(略)</p>	<p>第1節 道路・鉄道除雪計画</p> <p>4 孤立対策計画</p> <p>(2) 保健衛生対策</p> <p>① 救急患者の緊急輸送対策 ア～ウ(略)</p> <p>② 環境衛生対策 ア～ウ(略)</p> <p>エ 家畜の死体処理 死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理すること。 ただし、運搬不能の場合は、<u>市</u>の許可を得て、解体、埋却若しくは焼却すること。</p> <p>③ 食品衛生対策 ア(略)</p>	6 表現の適正化	保健部
3-5-3	<p>第1節 陸上交通災害対策計画</p> <p>3 鉄道災害・運転事故対策</p> <p>3.4 外部機関との連絡</p> <p>事故対策本部が設置された場合の外部機関との連絡等は、それぞれの本部においてこれを行う。ただし、自衛隊の出動要請については、対策本部長が県知事(防災危機管理課)に要請する。</p>  <p>西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 事故対策本部は災害対策本部 電話(昼・夜) 082-261-0033</p> <p>外部機関</p> <p>県への自衛隊要請</p> <p>外部機関 関係行政機関(市及び県・国の機関)、警察署、消防署、自衛隊、医療機関、地方交通機関、NTT、中国電力ネットワーク、クレーン車所有者、アマチュア無線士</p>	<p>第1節 陸上交通災害対策計画</p> <p>3 鉄道災害・運転事故対策</p> <p>3.4 外部機関との連絡</p> <p>事故対策本部が設置された場合の外部機関との連絡等は、それぞれの本部においてこれを行う。ただし、自衛隊の出動要請については、対策本部長が県知事(防災危機管理課)に要請する。</p>  <p>西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 事故対策本部は災害対策本部 電話(昼・夜) 082-261-0033</p> <p>外部機関</p> <p>県への自衛隊要請</p> <p>外部機関 関係行政機関(市及び県・国の機関)、警察署、消防署、自衛隊、医療機関、地方交通機関、NTT、中国電力ネットワーク、クレーン車所有者、アマチュア無線技士</p>	3 組織改編に伴う修正	西日本旅客鉄道株式会社
3-5-9	<p>第2節 海上災害対策計画</p> <p>2 市の措置</p> <p>海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処するが、市は海上保安部(署)、九州地方整備局、警察等関係機関相互の緊密な連携のもと、災害の種類や規模、態様に応じて的確な対策を講じる。また、地震、津波、その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も本計画に準じた対策を実施する。</p> <p>2.1 発災直後の情報収集・連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信の確保</p> <p>① 市は、災害情報連絡のための通信手段の確保を図る。</p> <p>② 必要に応じて、<u>西日本電信電話株式会社山口支店</u>に通信の確保を要請する。</p>	<p>第2節 海上災害対策計画</p> <p>2 市の措置</p> <p>海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処するが、市は海上保安部(署)、九州地方整備局、警察等関係機関相互の緊密な連携のもと、災害の種類や規模、態様に応じて的確な対策を講じる。また、地震、津波、その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も本計画に準じた対策を実施する。</p> <p>2.1 発災直後の情報収集・連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信の確保</p> <p>① 市は、災害情報連絡のための通信手段の確保を図る。</p> <p>② 必要に応じて、<u>NTT西日本株式会社山口支店</u>に通信の確保を要請する。</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																
4-1-3	<p>第1節 活動体制の確立</p> <p>2 災害対策本部室の設置準備</p> <p>(4) 電話回線を確保する。(第2章第6節 情報通信体制の確立を参照)</p> <p>① 災害時優先電話を確保する。</p> <p>② 一般加入電話の通信途絶の際は、必要により西日本電信電話株式会社山口支店と協議し、ポータブル衛星通信システム、特設公衆電話等の配備を要請する。</p>	<p>第1節 活動体制の確立</p> <p>2 災害対策本部室の設置準備</p> <p>(4) 電話回線を確保する。(第2章第6節 情報通信体制の確立を参照)</p> <p>① 災害時優先電話を確保する。</p> <p>② 一般加入電話の通信途絶の際は、必要によりNTT西日本株式会社山口支店と協議し、ポータブル衛星通信システム、特設公衆電話等の配備を要請する。</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社																
4-1-15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>資産班 (資産経営課)</td> <td> <p>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</p> <p>2 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。</p> <p>3 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。</p> <p>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。</p> <p>5 庁舎の管理に関すること。</p> <p>6 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。</p> <p>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>8 市有財産の災害対策に関すること。</p> <p>9 部内外他班への協力応援に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>契約班 (契約課)</td> <td> <p>1 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。</p> <p>2 部内外他班への協力応援に関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	班の所掌事務	総務部	資産班 (資産経営課)	<p>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</p> <p>2 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。</p> <p>3 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。</p> <p>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。</p> <p>5 庁舎の管理に関すること。</p> <p>6 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。</p> <p>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>8 市有財産の災害対策に関すること。</p> <p>9 部内外他班への協力応援に関すること。</p>	契約班 (契約課)	<p>1 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。</p> <p>2 部内外他班への協力応援に関すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>資産班 (資産経営課)</td> <td> <p>1 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。</p> <p>2 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。</p> <p>3 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。</p> <p>4 庁舎の管理に関すること。</p> <p>5 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。</p> <p>6 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>7 市有財産の災害対策に関すること。</p> <p>8 部内外他班への協力応援に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>契約班 (契約課)</td> <td> <p>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</p> <p>2 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。</p> <p>3 部内外他班への協力応援に関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	班の所掌事務	総務部	資産班 (資産経営課)	<p>1 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。</p> <p>2 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。</p> <p>3 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。</p> <p>4 庁舎の管理に関すること。</p> <p>5 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。</p> <p>6 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>7 市有財産の災害対策に関すること。</p> <p>8 部内外他班への協力応援に関すること。</p>	契約班 (契約課)	<p>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</p> <p>2 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。</p> <p>3 部内外他班への協力応援に関すること。</p>	4 業務内容等の見直しに伴う修正	総務部
部	班	班の所掌事務																		
総務部	資産班 (資産経営課)	<p>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</p> <p>2 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。</p> <p>3 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。</p> <p>4 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。</p> <p>5 庁舎の管理に関すること。</p> <p>6 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。</p> <p>7 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>8 市有財産の災害対策に関すること。</p> <p>9 部内外他班への協力応援に関すること。</p>																		
	契約班 (契約課)	<p>1 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。</p> <p>2 部内外他班への協力応援に関すること。</p>																		
部	班	班の所掌事務																		
総務部	資産班 (資産経営課)	<p>1 市庁舎内の通信全体の統括に関すること。</p> <p>2 各防災関係機関との通信手段の確保に関すること。</p> <p>3 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること。</p> <p>4 庁舎の管理に関すること。</p> <p>5 庁舎電話及び庁舎放送に関すること。</p> <p>6 市有普通財産の被害調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>7 市有財産の災害対策に関すること。</p> <p>8 部内外他班への協力応援に関すること。</p>																		
	契約班 (契約課)	<p>1 応急措置に要する資機(器)材の調達に関すること。</p> <p>2 災害時の応急復旧(修理等)に必要な土木建築業者の確保に関すること。</p> <p>3 部内外他班への協力応援に関すること。</p>																		

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																																										
4-2-1	<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達 市、県、気象台、警察、海上保安部(署)、自衛隊 防災関係機関(西日本電信電話株式会社山口支店、報道機関、その他関係機関)</p> <table border="1" data-bbox="311 401 1299 705"> <thead> <tr> <th>活動概要</th> <th>掲載頁</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地震、津波情報伝達系統図</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達</td> <td>4-2-5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.2 地震情報・緊急地震情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.3 南海トラフ地震に関する情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.4 気象台からの伝達</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動概要	掲載頁	担当	1 地震、津波情報伝達系統図		—	2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達	4-2-5		2.1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報			2.2 地震情報・緊急地震情報			2.3 南海トラフ地震に関する情報			2.4 気象台からの伝達			<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達 市、県、気象台、警察、海上保安部(署)、自衛隊 防災関係機関(N T T西日本株式会社山口支店、報道機関、その他関係機関)</p> <table border="1" data-bbox="1341 401 2329 705"> <thead> <tr> <th>活動概要</th> <th>掲載頁</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地震、津波情報伝達系統図</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達</td> <td>4-2-5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.2 地震情報・緊急地震情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.3 南海トラフ地震に関連する情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.4 気象台からの伝達</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動概要	掲載頁	担当	1 地震、津波情報伝達系統図		—	2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達	4-2-5		2.1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報			2.2 地震情報・緊急地震情報			2.3 南海トラフ地震に関連する情報			2.4 気象台からの伝達			<p>3 組織改編に伴う修正 6 表現の適正化</p>	<p>N T T西日本株式会社 下関地方気象台</p>
活動概要	掲載頁	担当																																												
1 地震、津波情報伝達系統図		—																																												
2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達	4-2-5																																													
2.1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報																																														
2.2 地震情報・緊急地震情報																																														
2.3 南海トラフ地震に関する情報																																														
2.4 気象台からの伝達																																														
活動概要	掲載頁	担当																																												
1 地震、津波情報伝達系統図		—																																												
2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達	4-2-5																																													
2.1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報																																														
2.2 地震情報・緊急地震情報																																														
2.3 南海トラフ地震に関連する情報																																														
2.4 気象台からの伝達																																														
4-2-2	<p>1 地震、津波情報伝達系統図 地震、津波情報伝達系統図(気象庁からの地震、津波情報伝達系統図)</p>  <p>注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>1 地震、津波情報伝達系統図 地震、津波情報伝達系統図(気象庁からの地震、津波情報伝達系統図)</p>  <p>注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>4 業務内容等の見直しに伴う修正 6 表現の適正化</p>	<p>防災危機管理課 消防局 港湾局 下関地方気象台 海上保安庁 九州地方整備局</p>																																										

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
4-2-3	<p>地震、津波情報伝達系統図(市内部の伝達)</p> <p>勤務時間内</p> <p>勤務時間外</p>	<p>地震、津波情報伝達系統図(市内部の伝達)</p> <p>勤務時間内</p> <p>勤務時間外</p>	4 業務内容等の見直しに伴う修正	防災危機管理課 各総合支所 消防局

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
4-2-7	<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達</p> <p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>2. 2 地震情報・緊急地震速報 緊急地震速報(警報)</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 3 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。</p>	<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達</p> <p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>2. 2 地震情報・緊急地震速報 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※ 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 3 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や地域内に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。</p>	6 表現の適正化	下関地方気象台
4-2-9	<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達</p> <p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>2. 4 気象台からの伝達</p> <p>(1) 気象庁本庁又は大阪管区気象台</p> <p>津波警報等及び地震・津波に関する情報を気象情報伝送処理システムで警察庁本庁、消防庁本庁、関東地方整備局、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、日本放送協会に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>3 津波警報等及び地震・津波に関する情報</p> <p>3. 1 津波警報等及び地震・津波に関する情報</p> <p>(1) 津波警報等及び地震・津波に関する情報について、県、警察署(交番)、消防庁、西日本電信電話株式会社から通報を受けたとき又は自らが知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織(自治会等)等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。</p> <p>この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請する等により、万全の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達</p> <p>2 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び地震情報の伝達</p> <p>2. 4 気象台からの伝達</p> <p>(1) 気象庁本庁又は大阪管区気象台</p> <p>津波警報等及び地震・津波に関する情報を気象情報伝送処理システムで警察庁本庁、消防庁本庁、関東地方整備局、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社(津波情報のみ)、日本放送協会に通知する。</p> <p>(略)</p> <p>3 津波警報等及び地震・津波に関する情報</p> <p>3. 1 津波警報等及び地震・津波に関する情報</p> <p>(1) 津波警報等及び地震・津波に関する情報について、県、警察署(交番)、消防庁、NTT西日本株式会社から通報を受けたとき又は自らが知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織(自治会等)等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。</p> <p>この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請する等により、万全の措置を講ずるものとする。</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																
4-2-11	<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達</p> <p>4 関係機関による措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社 又は 東日本電信電話株式会社</td> <td> <p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台から西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に警報伝達後、FAXにより連絡する。</p> <p>2 警報の取り扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取り扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取り扱う。(地震動除く)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	措置内容	西日本電信電話株式会社 又は 東日本電信電話株式会社	<p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台から西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に警報伝達後、FAXにより連絡する。</p> <p>2 警報の取り扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取り扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取り扱う。(地震動除く)</p>	<p>第1節 地震・津波情報の収集、伝達</p> <p>4 関係機関による措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT西日本株式会社 又は NTT東日本株式会社</td> <td> <p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台からNTT西日本株式会社又はNTT東日本株式会社に警報伝達後、FAXにより連絡する。</p> <p>2 警報の取り扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取り扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取り扱う。(地震動除く)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	措置内容	NTT西日本株式会社 又は NTT東日本株式会社	<p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台からNTT西日本株式会社又はNTT東日本株式会社に警報伝達後、FAXにより連絡する。</p> <p>2 警報の取り扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取り扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取り扱う。(地震動除く)</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社								
関係機関	措置内容																			
西日本電信電話株式会社 又は 東日本電信電話株式会社	<p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台から西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に警報伝達後、FAXにより連絡する。</p> <p>2 警報の取り扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取り扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取り扱う。(地震動除く)</p>																			
関係機関	措置内容																			
NTT西日本株式会社 又は NTT東日本株式会社	<p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台からNTT西日本株式会社又はNTT東日本株式会社に警報伝達後、FAXにより連絡する。</p> <p>2 警報の取り扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取り扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取り扱う。(地震動除く)</p>																			
4-2-12	<p>第2節 津波災害の対策</p> <p>市、県、気象台、警察、海上保安部、防災関係機関(西日本電信電話株式会社山口支店、報道機関、その他関係機関)</p>	<p>第2節 津波災害の対策</p> <p>市、県、気象台、警察、海上保安部、防災関係機関(NTT西日本株式会社山口支店、報道機関、その他関係機関)</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社																
4-2-26	<p>第4節 避難指示等、避難所の開設</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>警戒区域の設定権者区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>災害の種類</th> <th>内容(要件)</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>災害派遣を命ぜられ、同上的場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。</td> <td>消防法第28条(自衛隊第94号)</td> </tr> </tbody> </table>	設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法	自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上的場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	消防法第28条(自衛隊第94号)	<p>第4節 避難指示等、避難所の開設</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>警戒区域の設定権者区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>災害の種類</th> <th>内容(要件)</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>災害派遣を命ぜられ、同上的場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。</td> <td>災対法第63条</td> </tr> </tbody> </table>	設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法	自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上的場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災対法第63条	6 表現の適正化	陸上自衛隊 海上自衛隊
設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法																	
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上的場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	消防法第28条(自衛隊第94号)																	
設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法																	
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上的場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災対法第63条																	
4-2-38	<p>第6節 情報通信体制の確立</p> <p>市、県、防災関係機関〔西日本電信電話株式会社山口支店、非常通信協議会〕</p>	<p>第6節 情報通信体制の確立</p> <p>市、県、防災関係機関〔NTT西日本株式会社山口支店、非常通信協議会〕</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社																
4-2-39	<p>第6節 情報通信体制の確立</p> <p>2 有線通信途絶の場合の措置</p> <p>地震災害時の有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となった場合には、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するとともに、西日本電信電話株式会社山口支店に災害時の通信手段の確保(ポータブル衛星通信システム等)を要請する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>第6節 情報通信体制の確立</p> <p>2 有線通信途絶の場合の措置</p> <p>地震災害時の有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となった場合には、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するとともに、NTT西日本株式会社山口支店に災害時の通信手段の確保を要請する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	3 組織改編に伴う修正 6 表現の適正化	NTT西日本株式会社																

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																				
4-2-40	<p>第6節 情報通信体制の確立</p> <p>3 災害時優先電話の利用 災害時に電話が輻そうした場合、電気通信事業者は災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信の確保を図るため、一般通話の規制を行うが、災害時優先電話は、通話の規制が行われず優先的に取り扱われる。 本市においては、<u>現在30回線(電話番号は、資産班が管理)あり</u>、災害発生時は、原則的に市本部の出先機関や防災関係機関への発信電話専用として利用する。</p> <p>4 特設公衆電話の利用 市と西日本電信電話株式会社山口支店の協議により、事前に避難所に特設公衆電話回線を設置する。避難所を開設した場合、市所有の端末(電話機)を接続して発信専用で運用する。運用開始に関しては、原則協議の上決定するが、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、互いに連絡が取れない場合は、市側の判断により利用を開始することが出来る。ただし、後ほど運用開始及び停止について、<u>西日本電信電話株式会社山口支店災害対策担当</u>へ連絡し連携を図る。</p>	<p>第6節 情報通信体制の確立</p> <p>3 災害時優先電話の利用 災害時に電話が輻そうした場合、電気通信事業者は災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信の確保を図るため、一般通話の規制を行うが、災害時優先電話は、通話の規制が行われず優先的に取り扱われる。 災害発生時は、原則的に市本部の出先機関や防災関係機関への発信電話専用として利用する。</p> <p>4 特設公衆電話の利用 市とNTT西日本株式会社山口支店の協議により、事前に避難所に特設公衆電話回線を設置する。避難所を開設した場合、市所有の端末(電話機)を接続して発信専用で運用する。運用開始に関しては、原則協議の上決定するが、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、互いに連絡が取れない場合は、市側の判断により利用を開始することが出来る。ただし、後ほど運用開始及び停止について、<u>NTT西日本株式会社山口支店災害対策担当</u>へ連絡し連携を図る。</p>	<p>3 組織改編に伴う修正</p> <p>6 表現の適正化</p>	NTT西日本株式会社 総務部																				
4-2-65	<p>第11節 県及び広域応援要請依頼</p> <p>1 従事命令、協力命令</p> <p>1.1 従事命令、協力命令 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。 強制命令の種類と執行者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象作業</th> <th>命令区分</th> <th>根拠法令</th> <th>執行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)</td> <td>従事命令</td> <td>災害救助法第24条</td> <td rowspan="2">県知事</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>災害救助法第25条</td> </tr> </tbody> </table>	対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事	協力命令	災害救助法第25条	<p>第11節 県及び広域応援要請依頼</p> <p>1 従事命令、協力命令</p> <p>1.1 従事命令、協力命令 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。 強制命令の種類と執行者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象作業</th> <th>命令区分</th> <th>根拠法令</th> <th>執行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)</td> <td>従事命令</td> <td>災害救助法第7条</td> <td rowspan="2">県知事</td> </tr> <tr> <td>協力命令</td> <td>災害救助法第8条</td> </tr> </tbody> </table>	対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	県知事	協力命令	災害救助法第8条	6 表現の適正化	各関係部局
対象作業	命令区分	根拠法令	執行者																					
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事																					
	協力命令	災害救助法第25条																						
対象作業	命令区分	根拠法令	執行者																					
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	県知事																					
	協力命令	災害救助法第8条																						
4-2-97	<p>第16節 給水体制の確立</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>3.3 水源の確保 応急給水に必要な水は、次の順序により確保する。 (1)～(2) (略) (3) 個人保有井戸、事業者保有井戸 必要に応じ、上下水道対策部が井戸の保有者、保有事業者に対し、使用の協力を求め、<u>上記と同様にろ過、滅菌を行い生活用水(雑用水)</u>として利用する。 (4) (略)</p>	<p>第16節 給水体制の確立</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>3.3 水源の確保 応急給水に必要な水は、次の順序により確保する。 (1)～(2) (略) (3) 個人保有井戸、事業者保有井戸 必要に応じ、上下水道対策部が井戸の保有者、保有事業者に対し、使用の協力を求め、生活用水(<u>飲料水除く</u>)として利用する。 (4) (略)</p>	6 表現の適正化	上下水道局																				

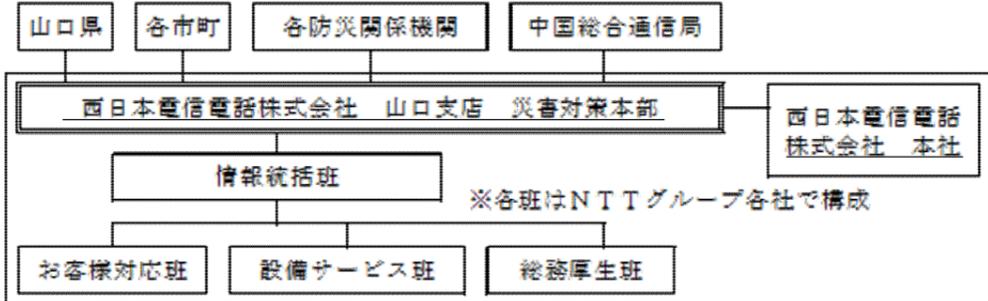
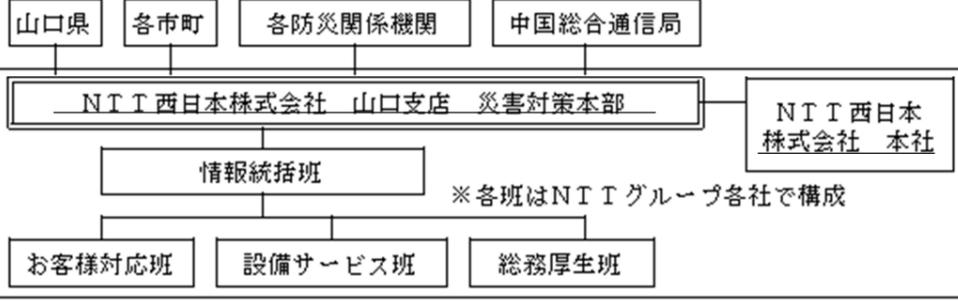
下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
4-2-112	<p>第20節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、火葬</p> <p>2 遺体の処理</p> <p>(5) 災害救助法適用地域以外の遺体の処理 災害救助法適用地域の遺体が、災害救助法適用地域以外の地域に漂流した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取りができない場合に限り、次により取り扱う。</p> <p>① 遺体の身元が判明している場合 ア 県内の他の市町に漂着した場合 当該地の市町は、県知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。 イ 他の県内の市町村に漂着した場合 漂着地の市町村において処理するものとし、その費用については、<u>災害救助法第35条</u>の規定により求償を受ける。</p>	<p>第20節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、火葬</p> <p>2 遺体の処理</p> <p>(5) 災害救助法適用地域以外の遺体の処理 災害救助法適用地域の遺体が、災害救助法適用地域以外の地域に漂流した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取りができない場合に限り、次により取り扱う。</p> <p>① 遺体の身元が判明している場合 ア 県内の他の市町に漂着した場合 当該地の市町は、県知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。 イ 他の県内の市町村に漂着した場合 漂着地の市町村において処理するものとし、その費用については、<u>災害救助法第20条</u>の規定により求償を受ける。</p>	6 表現の適正化	各関係部局
4-2-117	<p>第21節 ごみ及びし尿の収集整理</p> <p>3 その他処理</p> <p>3.1 死亡獣畜の処理 牛、馬、豚、<u>山羊、めん羊</u>の死体処理は、<u>県等関係機関と協議の上</u>、処分する。 犬、猫、鶏、小動物等は市等関係機関と協議の上、処分する。</p>	<p>第21節 ごみ及びし尿の収集整理</p> <p>3 その他処理</p> <p>3.1 死亡獣畜の処理 牛、馬、豚、<u>めん羊及び山羊</u>の死体処理は、<u>死亡獣畜取扱場に運搬し、処分する。ただし、運搬不能の場合は、市の許可を得て、解体、埋却若しくは焼却すること。</u> 犬、猫、鶏、小動物等は市等関係機関と協議の上、処分する。</p>	6 表現の適正化	保健部
4-2-129 4-2-130	<p>第24節 消防計画</p> <p>2 消防活動体制の確立</p> <p>2.2 動員体制</p> <p>(1) <u>非常召集</u> <u>非常召集</u>は、次の各号に定めるところにより、消防局長又は署長が発令するものとする。 ただし、第4号については、消防局長が発令するものとする。</p> <p>① <u>第1配備非常召集</u> 当務職員以外の職員を直ちに<u>応召</u>できる体制で待機させるとともに、必要に応じて消防局の情報連絡に必要な人員及び災害発生地付近に居住する職員を<u>召集</u>する。</p> <p>② <u>第2配備非常召集</u> 当務分隊の他に特別分隊を編成するに必要な職員を<u>召集</u>する。</p> <p>③ <u>第3配備非常召集</u> 所属の全職員を<u>召集</u>する。</p> <p>④ <u>第4配備非常召集</u> 全職員を<u>召集</u>する。</p> <p>⑤ 非常参集 次に掲げる場合は、自主的に勤務署所又は災害現場に参集する。 ア 火災、水害、地震(震度5弱以上)その他の災害の発生を認知したとき。 イ 台風の接近により、当地方がその圏内に入ることが確実となり、被害の発生が予想され、通信、交通機関の途絶が予想されるとき。</p> <p>(2) <u>召集の伝達</u> (略)</p>	<p>第24節 消防計画</p> <p>2 消防活動体制の確立</p> <p>2.2 動員体制</p> <p>(1) <u>非常招集</u> <u>非常招集</u>は、次の各号に定めるところにより、消防局長又は署長が発令するものとする。 ただし、第4号については、消防局長が発令するものとする。</p> <p>① <u>第1配備非常招集</u> 当務職員以外の職員を直ちに<u>応招</u>できる体制で待機させるとともに、必要に応じて消防局の情報連絡に必要な人員及び災害発生地付近に居住する職員を<u>招集</u>する。</p> <p>② <u>第2配備非常招集</u> 当務分隊の他に特別分隊を編成するに必要な職員を<u>招集</u>する。</p> <p>③ <u>第3配備非常招集</u> 所属の全職員を<u>招集</u>する。</p> <p>④ <u>第4配備非常招集</u> 全職員を<u>招集</u>する。</p> <p>⑤ 非常参集 次に掲げる場合は、自主的に勤務署所又は災害現場に参集する。 ア 火災、水害、地震(震度5弱以上)その他の災害の発生を認知したとき。 イ 台風の接近により、当地方がその圏内に入ることが確実となり、被害の発生が予想され、通信、交通機関の途絶が予想されるとき。</p> <p>(2) <u>招集の伝達</u> (略)</p>	6 表現の適正化	消防局

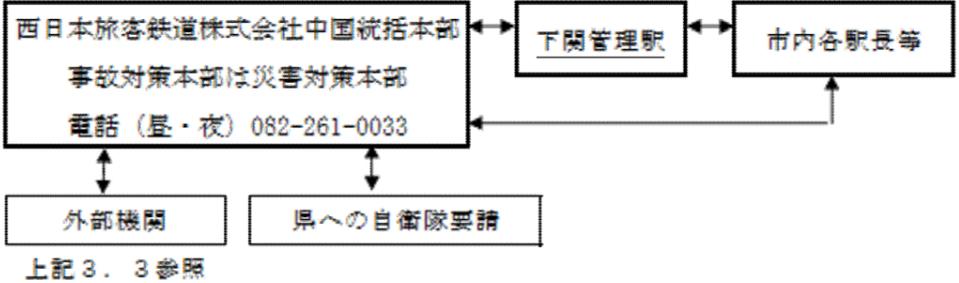
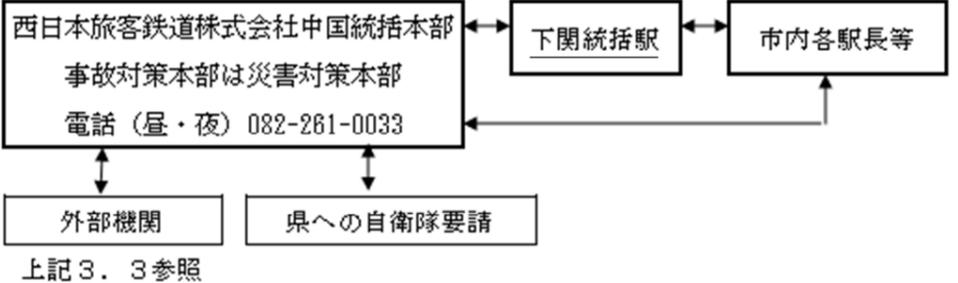
下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																																				
4-2-133	<p>第24節 消防計画</p> <p>3 消防活動</p> <p>3.3 火災防ぎょ活動</p> <p>(3) 消防局の活動</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 非番消防職員を召集するとともに召集時の被害状況把握について指示する。</p> <p>④～⑩ (略)</p>	<p>第24節 消防計画</p> <p>3 消防活動</p> <p>3.3 火災防ぎょ活動</p> <p>(3) 消防局の活動</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 非番消防職員を召集するとともに召集時の被害状況把握について指示する。</p> <p>④～⑩ (略)</p>	6 表現の適正化	消防局																																				
4-2-155	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>市、県、ライフライン関係各機関</p> <p>(中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター、萩ネットワークセンター、西日本電信電話株式会社山口支店、山口合同ガス株式会社、簡易ガス供給事業者)</p> <table border="1" data-bbox="311 737 1299 961"> <thead> <tr> <th>活動概要</th> <th>掲載頁</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 電気通信施設の応急対策計画</td> <td>4-2-160</td> <td>(西日本電信電話株式会社 山口支店)</td> </tr> <tr> <td>8.1 災害対策本部の設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2 災害情報連絡体制の確立</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.4 復旧対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動概要	掲載頁	担当	8 電気通信施設の応急対策計画	4-2-160	(西日本電信電話株式会社 山口支店)	8.1 災害対策本部の設置			8.2 災害情報連絡体制の確立			8.3 応急対策			8.4 復旧対策			<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>市、県、ライフライン関係各機関</p> <p>(中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター、萩ネットワークセンター、NTT西日本株式会社山口支店、山口合同ガス株式会社、簡易ガス供給事業者)</p> <table border="1" data-bbox="1344 737 2332 961"> <thead> <tr> <th>活動概要</th> <th>掲載頁</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 電気通信施設の応急対策計画</td> <td>4-2-160</td> <td>(NTT西日本株式会社 山口支店)</td> </tr> <tr> <td>8.1 災害対策本部の設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2 災害情報連絡体制の確立</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.4 復旧対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動概要	掲載頁	担当	8 電気通信施設の応急対策計画	4-2-160	(NTT西日本株式会社 山口支店)	8.1 災害対策本部の設置			8.2 災害情報連絡体制の確立			8.3 応急対策			8.4 復旧対策			3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社
活動概要	掲載頁	担当																																						
8 電気通信施設の応急対策計画	4-2-160	(西日本電信電話株式会社 山口支店)																																						
8.1 災害対策本部の設置																																								
8.2 災害情報連絡体制の確立																																								
8.3 応急対策																																								
8.4 復旧対策																																								
活動概要	掲載頁	担当																																						
8 電気通信施設の応急対策計画	4-2-160	(NTT西日本株式会社 山口支店)																																						
8.1 災害対策本部の設置																																								
8.2 災害情報連絡体制の確立																																								
8.3 応急対策																																								
8.4 復旧対策																																								
4-2-156	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1" data-bbox="311 1077 1299 1675"> <tbody> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)</td> <td>西日本電信電話株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急083-222-0030</td> <td>一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666</td> </tr> </tbody> </table>	中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	西日本電信電話株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015	中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277		山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1" data-bbox="1344 1077 2332 1675"> <tbody> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)</td> <td>NTT西日本株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急083-222-0030</td> <td>一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666</td> </tr> </tbody> </table>	中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	NTT西日本株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015	中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277		山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社																								
中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	西日本電信電話株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015																																							
中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277																																								
山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666																																							
中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-614-208 (豊北町地区)	NTT西日本株式会社山口支店 TEL 083-923-4281 FAX 083-934-3599 (休日夜間) TEL 090-8995-5015																																							
中国電力ネットワーク株式会社萩ネットワークセンター 通常時・休日夜間 フリーダイヤル 0120-615-277																																								
山口合同ガス株式会社下関支店 TEL 代表 083-223-2111 緊急083-223-8260 FAX 083-223-2190 (休日夜間) TEL 代表 083-223-2111 緊急083-222-0030	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部 通常時・休日夜間 TEL 083-267-5666 FAX 083-267-5666																																							

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
4-2-160 4-2-161 4-2-162	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>8 電気通信施設の応急対策計画</p> <p>災害時における、西日本電信電話株式会社山口支店が行う、その所管する電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>西日本電信電話株式会社災害等対策規定</u>」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>8.1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、<u>西日本電信電話株式会社職制の規定</u>にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 災害情報連絡体制の確立</p> <p>災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。</p> <p>(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図</p>  <p>(2) 災害情報の収集伝達概要</p> <p>① 災害状況等の報告経路</p> <p>山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかに西日本電信電話株式会社本社に連絡する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>8.3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備</p> <p>① 非常用可搬形交換設備類</p> <p>災害により、<u>西日本電信電話株式会社支店</u>の交換設備等が被災したときの代替交換設備及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置(改良KS-1)、非常用可搬形遠隔収容装置(RT-BOX)及び大容量可搬形電源装置を備えている。</p> <p>② 無線装置</p> <p>通信途絶のおそれがある地域への配置と、途絶地域への可搬無線機(TZ-403D)及び衛星無線(ポータブル衛星)を配備している。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>第29節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>8 電気通信施設の応急対策計画</p> <p>災害時における、<u>NTT西日本株式会社山口支店</u>が行う、その所管する電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>NTT西日本株式会社災害等対策規定</u>」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>8.1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、<u>NTT西日本株式会社職制の規定</u>にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2 災害情報連絡体制の確立</p> <p>災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。</p> <p>(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図</p>  <p>(2) 災害情報の収集伝達概要</p> <p>① 災害状況等の報告経路</p> <p>山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本株式会社本社に連絡する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>8.3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備</p> <p>① 非常用可搬形交換設備類</p> <p>災害により、NTT支店の交換設備等が被災したときの代替交換設備及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置、非常用可搬形遠隔収容装置及び大容量可搬形電源装置を備えている。</p> <p>② 無線装置</p> <p>通信途絶のおそれがある地域への配置と、途絶地域への可搬無線機及び衛星無線(ポータブル衛星)を配備している。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>3 組織改編に伴う修正</p> <p>6 表現の適正化</p>	<p>NTT西日本株式会社</p>

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
4-2-168	<p>第30節 公共施設等の応急復旧</p> <p>3 鉄道施設の応急復旧</p> <p>3.3 応急復旧</p> <p>(1) 地震等による災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の外部機関の協力を要請する。</p> <p>① 関係行政機関(市及び県・国の機関)</p> <p>② 警察署、消防署、自衛隊</p> <p>③ 医療機関</p> <p>④ 地方交通機関</p> <p>⑤ 西日本電信電話株式会社山口支店、NTTドコモ株式会社中国支社山口支店、中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター・萩ネットワークセンター</p> <p>⑥ クレーン車所有者、アマチュア無線士</p> <p>(3) 対策本部が設置された場合の外部機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。</p> <p>ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事(防災危機管理課)に要請する。</p> 	<p>第30節 公共施設等の応急復旧</p> <p>3 鉄道施設の応急復旧</p> <p>3.3 応急復旧</p> <p>(1) 地震等による災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の外部機関の協力を要請する。</p> <p>① 関係行政機関(市及び県・国の機関)</p> <p>② 警察署、消防署、自衛隊</p> <p>③ 医療機関</p> <p>④ 地方交通機関</p> <p>⑤ <u>NTT西日本株式会社山口支店</u>、NTTドコモ株式会社中国支社山口支店、中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター・萩ネットワークセンター</p> <p>⑥ <u>クレーン車所有者、アマチュア無線技士</u></p> <p>(3) 対策本部が設置された場合の外部機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。</p> <p>ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事(防災危機管理課)に要請する。</p> 	<p>3 組織改編に伴う修正</p> <p>6 表現の適正化</p>	<p>NTT西日本株式会社</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>各関係部局</p> <p>各関係機関</p>

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関																																																																																								
4-3-2	<p>第2節 南海トラフ地震の概要</p> <p>2 地震発生確率 国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。 海溝型地震の発生確率値（算定基準日 令和3年（2021年）1月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>南海トラフ</th> <th>2021年1月1日時点の評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M8～M9クラス</td> <td>Ⅲランク</td> </tr> <tr> <td>平均発生間隔</td> <td>88.2年</td> </tr> <tr> <td>ばらつきα</td> <td>0.20～0.24</td> </tr> <tr> <td>経過率</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>30%程度</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>50%程度</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>70～80%</td> </tr> <tr> <td>40年</td> <td>80～90%</td> </tr> <tr> <td>50年</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>100年</td> <td>90%程度以上</td> </tr> <tr> <td>300年</td> <td>90%程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	南海トラフ	2021年1月1日時点の評価	M8～M9クラス	Ⅲランク	平均発生間隔	88.2年	ばらつきα	0.20～0.24	経過率	0.85	10年	30%程度	20年	50%程度	30年	70～80%	40年	80～90%	50年	90%程度もしくはそれ以上	100年	90%程度以上	300年	90%程度以上	<p>第2節 南海トラフ地震の概要</p> <p>2 地震発生確率 国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。</p> <p>○南海トラフで発生する地震の確率（すべり量依存BPTモデル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等^{注2,3}</th> <th>地震後経過率（期末）^{注4}</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～40%*</td> <td>0.93</td> <td rowspan="5">ベイズ推定を用いたすべり量依存BPTモデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>20%～80%*</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>60%～90%程度以上*</td> <td>1.14</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>80%～90%程度以上*</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度もしくはそれ以上*</td> <td>1.35</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率^{注4}（2025年1月1日時点）</td> <td colspan="2">0.82</td> <td>経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均95.9年で除した値</td> </tr> <tr> <td>ランク</td> <td colspan="2">Ⅲランク*</td> <td>注1参照</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td colspan="2">M8～9クラス</td> <td>震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた</td> </tr> </tbody> </table> <p>○南海トラフで発生する地震の確率（BPTモデル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等^{注2,3}</th> <th>地震後経過率（期末）^{注4}</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>0.07%～9%*</td> <td>0.76</td> <td rowspan="5">ベイズ推定を用いたBPTモデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>6%～30%*</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>20%～50%*</td> <td>0.93</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>40%～70%*</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>60%～90%*</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率^{注4}（2025年1月1日時点）</td> <td colspan="2">0.67</td> <td>経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均117.4年（ケースⅢ（説明文表4-2））で除した値</td> </tr> <tr> <td>ランク</td> <td colspan="2">Ⅲランク</td> <td>注1参照</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td colspan="2">M8～9クラス</td> <td>震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：地震発生確率が分かりにくいという意見があること、または、低く捉えられるおそれがあることから、活断層及び海溝型地震の長期評価の広報資料に確率に基づくランク分けを導入している（政策委員会総合部会、2018）。 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%</p>	項目	将来の地震発生確率等 ^{注2,3}	地震後経過率（期末） ^{注4}	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0～40%*	0.93	ベイズ推定を用いたすべり量依存BPTモデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。	今後20年以内の発生確率	20%～80%*	1.03	今後30年以内の発生確率	60%～90%程度以上*	1.14	今後40年以内の発生確率	80%～90%程度以上*	1.24	今後50年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上*	1.35	地震後経過率 ^{注4} （2025年1月1日時点）	0.82		経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均95.9年で除した値	ランク	Ⅲランク*		注1参照	次の地震の規模	M8～9クラス		震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた	項目	将来の地震発生確率等 ^{注2,3}	地震後経過率（期末） ^{注4}	備考	今後10年以内の発生確率	0.07%～9%*	0.76	ベイズ推定を用いたBPTモデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。	今後20年以内の発生確率	6%～30%*	0.84	今後30年以内の発生確率	20%～50%*	0.93	今後40年以内の発生確率	40%～70%*	1.01	今後50年以内の発生確率	60%～90%*	1.10	地震後経過率 ^{注4} （2025年1月1日時点）	0.67		経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均117.4年（ケースⅢ（説明文表4-2））で除した値	ランク	Ⅲランク		注1参照	次の地震の規模	M8～9クラス		震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた	5 統計期間、基準等の修正	下関地方気象台
南海トラフ	2021年1月1日時点の評価																																																																																											
M8～M9クラス	Ⅲランク																																																																																											
平均発生間隔	88.2年																																																																																											
ばらつきα	0.20～0.24																																																																																											
経過率	0.85																																																																																											
10年	30%程度																																																																																											
20年	50%程度																																																																																											
30年	70～80%																																																																																											
40年	80～90%																																																																																											
50年	90%程度もしくはそれ以上																																																																																											
100年	90%程度以上																																																																																											
300年	90%程度以上																																																																																											
項目	将来の地震発生確率等 ^{注2,3}	地震後経過率（期末） ^{注4}	備考																																																																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～40%*	0.93	ベイズ推定を用いたすべり量依存BPTモデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。																																																																																									
今後20年以内の発生確率	20%～80%*	1.03																																																																																										
今後30年以内の発生確率	60%～90%程度以上*	1.14																																																																																										
今後40年以内の発生確率	80%～90%程度以上*	1.24																																																																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上*	1.35																																																																																										
地震後経過率 ^{注4} （2025年1月1日時点）	0.82		経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均95.9年で除した値																																																																																									
ランク	Ⅲランク*		注1参照																																																																																									
次の地震の規模	M8～9クラス		震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた																																																																																									
項目	将来の地震発生確率等 ^{注2,3}	地震後経過率（期末） ^{注4}	備考																																																																																									
今後10年以内の発生確率	0.07%～9%*	0.76	ベイズ推定を用いたBPTモデルで、70%信用区間の範囲の発生確率と地震後経過率を算出。 次に発生する可能性のある地震の中に最大クラスの地震も含まれるが、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。																																																																																									
今後20年以内の発生確率	6%～30%*	0.84																																																																																										
今後30年以内の発生確率	20%～50%*	0.93																																																																																										
今後40年以内の発生確率	40%～70%*	1.01																																																																																										
今後50年以内の発生確率	60%～90%*	1.10																																																																																										
地震後経過率 ^{注4} （2025年1月1日時点）	0.67		経過時間79.0年を発生間隔のベイズ事後平均117.4年（ケースⅢ（説明文表4-2））で除した値																																																																																									
ランク	Ⅲランク		注1参照																																																																																									
次の地震の規模	M8～9クラス		震源域の面積と地震の規模の関係式より推定した値を用いた																																																																																									

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
		<p>未満を「II ランク」、3%未満を「I ランク」、不明(すぐに地震が起きることを否定できない)を「X ランク」と表記している。</p> <p>また、繰り返しを仮定した地震について、地震後経過率の推定値の最大値が 0.7 を超えるものについては、ランクにアスタリスク(*)を付与した。</p> <p>注 2:評価時点は全て 2025 年1月1日現在。</p> <p>注 3:地震発生確率は計算結果を丸め、表記する際は以下の規程を適用する。</p> <p>〈計算結果(%)〉 〈評価としての表記例〉</p> <p>0.001 未満 → 「ほぼ 0%」</p> <p>0.001 以上 0.01 未満 → 「0.00d%」</p> <p>0.01 以上 0.1 未満 → 「0.0d%」</p> <p>0.1 以上 1 未満 → 「0.d%」</p> <p>1 以上 10 未満 → 「d%」</p> <p>10 以上 94.5 未満 → 「d0%程度」</p> <p>94.5 以上 → 「90%程度以上」</p> <p>地震発生確率に幅がある場合(例えば、BPT モデルにおけるばらつきのパラメータ(α)に幅があり、αの最小・最大値を用いて計算した場合には地震発生確率に幅が現れる)は、次のように表現する。</p> <p>表記例) 「ほぼ 0%~0.007%」、「70%~80%」など</p> <p>※表記に幅がある場合、末尾の「程度」は必要無い。ただし「90%程度以上」の場合は除く。</p> <p>表記例) 「60%~90%程度以上」など</p> <p>※最小値の表記が「90%程度」でかつ最大値の表記が「90%程度以上」の場合、「90%~90%程度以上」ではなく、「90%程度もしくはそれ以上」と表記する。</p> <p>また、繰り返しを仮定した地震について、地震後経過率の推定値の最大値が、各評価対象期間末で 0.7 を超えるものについては、確率値にアスタリスク(*)を付与した。</p> <p>注 4:地震後経過率は、対象地震が発生していない仮定の下で、各期末時点で地震発生からの経過時間を発生間隔のベイズ事後平均で割った値。</p>		
4-3-14	<p>第6節 時間差発生等への対応</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>2.8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(4) 通信</p> <p>指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【本編第2章第29節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p>	<p>第6節 時間差発生等への対応</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>2.8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(4) 通信</p> <p>指定公共機関NTT西日本株式会社山口支店は、【本編第2章第29節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p>	3 組織改編に伴う修正	NTT西日本株式会社
5-1-7	<p>第3節 民間施設の災害復旧及び被災者の保護</p> <p>5 生活資金の確保</p> <p>5.3 県市町中小企業勤労者小口資金</p> <p>県内に1年以上居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸し付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。</p> <p>(1) 貸付限度額 災害資金100万円</p> <p>(2) 償還期間 10年以内</p> <p>(3) 利率 年1.58% (保証料別途)</p> <p>(4) 申込先 中国労働金庫</p>	<p>第3節 民間施設の災害復旧及び被災者の保護</p> <p>5 生活資金の確保</p> <p>5.3 県市町中小企業勤労者小口資金</p> <p>県内に1年以上居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸し付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。</p> <p>(1) 貸付限度額 災害資金100万円</p> <p>(2) 貸付期間 10年以内</p> <p>(3) 利率 年1.24% (保証料別途)</p> <p>(4) 申込先 中国労働金庫</p>	2 県地域防災計画修正等に伴う修正	各関係部局 各関係機関

下関市地域防災計画修正 新旧対照表

旧頁	旧(現行)	新(修正)	理由	担当部局室・関係機関
5-1-8	<p>第3節 民間施設の災害復旧及び被災者の保護</p> <p>6 その他の生活支援</p> <p>6.4 電話料金等の免除(西日本電信電話株式会社)</p> <p>災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免されることがある。</p>	<p>第3節 民間施設の災害復旧及び被災者の保護</p> <p>6 その他の生活支援</p> <p>6.4 電話料金等の免除(N T T西日本株式会社)</p> <p>災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免されることがある。</p>	3 組織改編に伴う修正	N T T西日本株式会社
5-2-1	<p>第1節 公共施設の災害復旧</p> <p>1 災害復旧事業計画</p> <p>公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>① 河川</p> <p>② 海岸</p> <p>③ 砂防設備</p> <p>④ 林地荒廃防止施設</p> <p>⑤ 地すべり防止施設</p> <p>⑥ 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>⑦ 道路</p> <p>⑧ 港湾</p> <p>⑨ 漁港</p> <p>⑩ 下水道</p> <p>⑪ 公園</p> <p>(2) 農林水産施設災害復旧事業</p> <p>(3) 都市災害復旧事業</p> <p>(4) 水道施設災害復旧事業</p> <p>(5) 社会福祉施設災害復旧事業</p> <p>(6) 公立学校災害復旧事業</p> <p>(7) 公営住宅災害復旧事業</p> <p>(8) 公立医療施設災害復旧事業</p> <p>(9) その他の災害復旧事業</p>	<p>第1節 公共施設の災害復旧</p> <p>1 災害復旧事業計画</p> <p>公共施設の災害復旧事業は、概ね次のとおりである。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>① 河川</p> <p>② 海岸</p> <p>③ 砂防設備</p> <p>④ 林地荒廃防止施設</p> <p>⑤ 地すべり防止施設</p> <p>⑥ 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>⑦ 道路</p> <p>⑧ 港湾</p> <p>⑨ 漁港</p> <p>⑩ 水道</p> <p>⑪ 下水道</p> <p>⑫ 公園</p> <p>(2) 農林水産施設災害復旧事業</p> <p>(3) 都市災害復旧事業</p> <p>(4) 社会福祉施設災害復旧事業</p> <p>(5) 公立学校災害復旧事業</p> <p>(6) 公営住宅災害復旧事業</p> <p>(7) 公立医療施設災害復旧事業</p> <p>(8) その他の災害復旧事業</p>	4 業務内容等の見直しに伴う修正	上下水道局